

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山湾岸サイクリング2017開催負担金</p> <p>(内 容) 本大会は、サイクリングを通じて市民のスポーツ振興に貢献するとともに、富山湾の魅力を発信し、地元の名物をエイド食にするなど、特色あるイベントとして人気を集め、年々参加者が増加してきている。 初開催された平成 27 年度には 572 人だった参加者も平成 30 年度ではその 2.5 倍になる 1,425 人に増加している。 本市の補助金は他の会場他市町と同じく 20 万円の定額とされているが、もしこの先も参加者の増加が見込まれるのであれば、将来的に市からの補助金がなくとも十分に自立したイベント運営が可能になることになる。 他の市町との協議連携が不可欠となるが、参加者数や開催経費の内容を確認したうえで補助金額の算定を行うべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>県の実行員会に関係市町が参画していることから、負担金の使途や算定方法のほか、金額の見直しも含め、協議を進めていく必要がある。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) スポーツ推進委員協議会振興補助金</p> <p>(内 容) 本補助金は、スポーツ推進委員の運営費補助金として毎年800,000円定額支給されている。 補助金実績報告書には事業報告と収支決算書が添付されているが、これらの資料から、主な収入はスポーツ推進委員からの会費収入と本補助金でそれにより経費を賄っている、ということは確認できるものの、補助金とその用途との対応関係が判然としない。 スポーツ推進委員は自ら会費を協議会に納入しており、協議会に剰余金が発生した場合に、会費を多く集めているのか、補助金が過大であったのか判断することができない。 市としては、補助金の用途に一定の制限をし、補助金に対しての支出明細を提出させるなど、補助金の有効性を検証できるよう検討すべきである。またそのようにすることで、補助金額の算定を行う際にも効果的に見直しを行うことが可能となる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>現在、スポーツ推進委員協議会の執行額全額に対し、補助金交付しているが、市の政策のもとに負担すべき対象経費を検証するとともに、一定の補助基準の設定について検討する必要がある。</p>	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
(項 目) 地区 (校下) 自治振興事務補助金	
(内 容) 富山市の 79 の自治振興会のうち合併前の旧富山市地域の 50 団体には財政援助職員の人件費として本補助金を、旧富山市以外の地域の 29 の団体には地域振興活動助成として「地域振興活動補助金」がそれぞれ交付されている。 同じ自治振興会でありながら異なる補助金が交付されているのは、平成 17 年市町村合併前のそれぞれの自治体の制度を承継していることや、旧富山市以外の地域の 29 の団体は財政援助職員を採用しておらず、その事務を各公民館の主事が兼務で行っているため人件費が発生していないことなどが理由に挙げられるが、現在では同じ富山市に存する自治振興会であるため、振興会相互の公平性の観点からは、支給額や交付目的の統一が必要である。	
(意見に対する考え方) 財政援助職員は、旧富山市において、昭和 39 年度から支所・出張所の設置されていない中心地区 9 校下における校下自治活動を推進するため、市が補助金を支出し、援助してきたところから始まり、昭和 61 年度には、全校下に財政援助職員を配置した経緯がある。 旧富山市以外の地域は、財政援助職員を配置する制度がなかったため、合併時に、各地区センター所長や主事等の職員が自治振興会の支援業務を行うこととしていた。 意見を受け、地区 (校下) 自治振興事務補助金については、旧富山市地域の自治振興会に対する補助金や旧富山市以外の地域に対する「地域振興活動補助金」の検討に合わせて、補助金等交付適正化審議会の意見も踏まえながら、現在、補助金支給額や交付目的の統一を検討中である。	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
(項 目) 地域振興活動補助金（補助額の算定について）	
(内 容) 本補助金の補助額は、上記の「地域振興活動補助金算定方法」のとおり、平成 17 年市町村合併前の地域ごとの基準を承継しているため、その地域によりそれぞれ算定方法や単価が異なっている。 同じ富山市内の自治振興会である以上、各振興会相互の公平性の観点からは、統一された交付基準が必要である。 また、大沢野地域において世帯割（500 円×7,000 世帯=3,500,000 円）とされており、世帯数に応じて金額が変更になる算定方法とされているが、同地域には毎年同額が交付されており、補助金額の算定が正しくなされていないことになる。（同じく世帯割を採用している細入地域では、毎年度補助金額が異なっている。） 同地域は 6 自治振興会（大沢野、大久保、船嶽、小羽、下夕北部、下夕南部）から構成されているが、各振興会の収支報告書の収入の部において、世帯割の人数及び金額を記載している振興会と記載していない振興会があるため、これらの資料からはその検証はできないが、補助金額算定の際に、その内訳が容易に確認できるよう、様式を統一するなど対応が必要である。	
(意見に対する考え方)	<p>「地域振興活動補助金算定方法」は、意見の通り平成 17 年市町村合併前の地域ごとの基準を承継しているため、その地域によりそれぞれ算定方法や単価が異なっており、公平性の観点から、旧富山市地域の自治振興会に対する補助金と支給基準や交付目的を統一するためにどのようにしていけばよいか、補助金等交付適正化審議会の意見も踏まえながら、現在検討中である。</p> <p>また、大沢野は、平成 22 年度より世帯割の 7,000 世帯を固定として補助金を算定している。それを踏襲しているため、世帯数を算定基礎としながらも、他の地域とは違い、毎年度積算の見直しを行っていない現状である。世帯数は、H31.3 月末現在で 8,466 世帯ある。</p> <p>大沢野地域振興活動補助金算出根拠を以下の通り確認しており、今後補助金の算定根拠を明記して、補助金交付事務を行う。</p> <p>算定方式 地区一律 100,000 円 + 均等割単価 10,000 円 × 町内会数 + 世帯割単価 500 円 × 世帯数</p> <p>大沢野 100,000 + 10,000 × 45 + 500 × 4,058 = 2,579,000 円 大久保 100,000 + 10,000 × 21 + 500 × 2,136 = 1,378,000 円 船嶽 100,000 + 10,000 × 13 + 500 × 533 = 496,500 円 小羽 100,000 + 10,000 × 7 + 500 × 106 = 223,000 円 下夕北部 100,000 + 10,000 × 5 + 500 × 72 = 186,000 円 下夕南部 100,000 + 10,000 × 5 + 500 × 75 = 187,500 円</p> <p>世帯数計 6,980 補助金合計 5,050,000 円</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 地域振興活動補助金（補助事業の実績報告について）</p> <p>(内 容) 本補助金の実績報告として各自治振興会の収支決算書が添付されているものの、本補助金とその使途の対応関係が不透明である。 例として、大沢野地区自治振興会収支決算書では「収入の部に地域振興活動補助金2,579,000円、支出の部に自治会活動2,479,000円」とあり、このような記載の決算報告では、補助金とその使途についての関係を検証することはできないため、その自治活動の内容、支出内訳について報告させるべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>意見を受け、補助金とその使途について確認するため、再配分されていた大沢野、大山、細入地域については、自治会活動補助金について、配分先のそれぞれの自治振興会より平成30年度の事業報告及び収支決算報告を徴収し、報告を受けた。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 地域振興活動補助金 (旧富山市地域の自治振興会に対する補助金との関係)</p> <p>(内 容) 富山市の79の自治振興会のうち合併前の旧富山市地域の50団体には財政援助職員の人件費として本補助金を、旧富山市以外の地域の29の団体には地域振興活動助成として「地域振興活動補助金」がそれぞれ交付されている。 同じ富山市内の自治振興会でありながら異なる補助金が交付されているのは、平成17年市町村合併前のそれぞれの自治体の制度を承継していることや、旧富山市以外の地域の29の団体は財政援助職員を採用しておらず、その事務を各公民館の主事が兼務で行っているため人件費が発生していないことなどが理由に挙げられる。 まずは地域振興活動補助金の対象となっている地域間の公平性を確保した上で、いずれにしても現在では同じ富山市に存する自治振興会であるのであれば、相互の公平性の観点から、支給額や交付目的の統一が求められる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>意見を受けて、公平性の観点から、旧富山市地域の自治振興会に対する補助金と旧富山市以外の地域に対する「地域振興活動補助金」について、支給基準や支給額、交付目的を統一するためにどのようにしていけばよいか、補助金等交付適正化審議会の意見も踏まえながら、現在検討中である。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
(項 目) 富山市自治振興連絡協議会補助金	
(内 容) 本補助金は、平成23年度より5,000千円の定額補助となっているが、その補助額の算定について検討がなされていない。 補助額の算定方法は上記のとおり、自治振興会研修費について「前年度9月末世帯数×0.85×16円+各地区1万円」となっており、世帯数に応じて金額が変更になる算定方法とされている。そのため毎年同額を支給しているということは、補助金額の算定がなされていないことになる。 また、本会の平成29年度支出決算額に ブロック別懇談会助成金1,750,000円 内 富山地域850,000円 (均等割50,000円×7=350,000円) (会員割10,000円×50=500,000円) 内 富山地域以外900,000円 (均等割150,000円×6=900,000円) との報告があるものの、実際にどの地域ブロックがどのような懇談会を行っているのかの報告はさせておらず、その実態も把握できていない。 本会は、各自治振興会の連絡調整を図るという公益性が認められ、本補助金はその事業費補助として支給されているものであるが、補助額について基準に基づいた算定を行うことや、懇談会助成金としてその用途が予定されている部分について、その実績を報告させることを検討すべきである。	
(意見に対する考え方) 富山市自治振興連絡協議会補助金全体額5,000千円の定額補助の内、自治振興会研修費については、富山地域に対して、毎年、「前年度9月末世帯数×市全体町内会世帯加入率(0.85)×16円+各地区1万円」の算定方法に基づき、支出している。補助金については、現在、他の地域への地域振興活動補助金の見直しも行っており、補助金等交付適正化審議会の意見も踏まえながら、現在検討中である。 また、意見を受けて、実績報告として、平成30年度のブロック別懇談会の事業及び収支決算報告書を徴収した。ブロック別懇談会助成金についても見直しを検討中である。	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項目) 高齢者サロン設置事業補助金</p> <p>(内容) 高齢化社会において、高齢者の外出機会を創出し、閉じこもり防止を図ることを目的とする本補助金の公益性は高いと考えられる。 しかし設立以来、特定の団体への補助金になっているのが現状であり、高齢者サロンという存在が広く市内に普及し、活性化していかなければ、本当の意味で補助金の目的を果たしているとは言えず、サロン設置のための情報提供や補助金制度を広報するなど、本補助金の利用件数を増やしていくよう対策を講じなければ、本補助金制度の存続自体に疑義が生じることとなる。 また、現状では高齢者サロンの収入のほとんどは本補助金で構成されており、高齢者サロンが設立される度に、その設立及び以後の運営費全てが補助金頼みということになりかねず、これは健全な任意団体の運営とは言えない。 現行制度では、同一団体が毎年度補助金を受けとれる仕組みとなっているが、補助の対象を、設立時及び設立後からサロンの運営が軌道に乗るまで数年間とするなどの、最終的には、補助金のみに頼らない、つまり、参加者からの参加費・会費で運営できる自立した団体への促しが必要である。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>H26に事業を開始して以来、補助団体がモデル事業であった若竹みんなの家と岩瀬元気サロンの2団体から変わらない。特に新規団体を増やす取り組みをしてこなかったが、今後は普及のためにも、そうした取り組みが必要である。 補助団体からは、仮に補助がなくなった場合、継続してサロンを運営することは困難だと聞いている。平成26年度の補助金交付から5年が経過した平成31年度に補助金の見直しを検討したところ、2団体からの補助存続の要望もあったため、これまでの2/3の補助率で引き続き補助することとしたが、今後も補助率や終期等について検討していく。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) パソコン実用講座事業支援補助金 (1)</p> <p>(内 容)</p> <p>(1) パソコン技能講習の実施によって、労働者等の職業能力が開発・向上し就労機会が拡充することから失業者が減少する等の効果が見込まれ、一定の公益性があるものと認められる。</p> <p>しかしながら、パソコン講座自体は他の民間事業者も実施している。補助対象事業の講座内容は比較的初歩的なものであることから受講の機会は多くあるものと考えられる。また、パソコン自体も安価となり広く普及しており、パソコンの操作自体が「特殊なもの」ではなくなっていることから、公がパソコンの技能講習の実施を支援する公益性は従前に比べ低くなっていると考えられる。</p> <p>民間のパソコン教室を数例調べたが、初歩的な講座で1 コマ当り1,500 円から2,000円程度であった。補助事業の補助金額を受講者数及び講座コマ数の平均で割ると、1 コマ当り580 円であり、補助金を除くと同程度の受講料である。</p> <p>もちろん事業者により講座の進め方、その内容には違いがあるものと考えられる。とすれば、当該補助により実現を目指す公益が、「労働者等の職業能力の開発及び向上」であるのならば、講座の選択肢が多い方が労働者等各々にあった講座が選びやすく、より効果が高いものと考えられる。</p> <p>その方法としては、富山市職業訓練センター協力が主催して富山市職業訓練センターで実施する「パソコン実用講座」に限らず民間講座を受講した場合を含め、受講者に一定額を補助する方法が考えられる。</p> <p>この点、市からは「講座の内容の確認が難しく、実際に職業能力の開発や向上に役立ったのか検証が困難である。</p> <p>また、「一般教養としての受講を目的としていたとしてもこれを排除できない。」との意見があった。確かにそのような問題点があるが、現在の補助対象事業でも、パソコン講座の受講が全ての場合において直接的な就労の要因となったかは不明であり、また、「職業能力の開発及び向上」以外を目的とする受講を排除していない。「受講後一定期間内に就業したこと」や「事業主を通して申請する」などの要件を課すことの検討は必要と考えられるが、補助の目的が「労働者等の職業能力の開発及び向上」であるのならば、他の民間事業者に対しても公平にその機会を提供すべきである。それにより、現在の定額補助に比べ、富山市職業訓練センター協力が主催する「パソコン実用講座」を「労働者等から選ばれる講座」としてより内容の充実した講座とする誘因が生じ、結果として事業の継続にもつながるものとする。</p> <p>以上より、補助金支給対象事業者及び補助金の支給方法について現在の方法が最も公益に資するのかが再検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>職業訓練センターで実施するパソコン実用講座は、施設の活用と一定の水準を有する講座の提供を職業訓練センター協力が行うことに対し補助金を交付しているものであり、ほかの事業者の開催する講座を受講した者へ補助を直接交付することは、受講した講座の内容及び受講実績等の客観的な把握ができないことから現時点で難しいと考えております。</p> <p>しかしながら、補助金をより有効に活用するため、効果に対する支給額算定など検討を進めてまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容																																					
(項 目) パソコン実用講座事業支援補助金 (2)																																					
(内 容)																																					
(2) 次に、平成29年度における受講者の当初計画と実績は下記の通りである。																																					
<table border="1"> <tr> <th>定員</th> <th>応募者数</th> <th>応募倍率</th> <th>受講者数</th> </tr> <tr> <td>520人</td> <td>256人</td> <td>0.492</td> <td>236人</td> </tr> </table>		定員	応募者数	応募倍率	受講者数	520人	256人	0.492	236人																												
定員	応募者数	応募倍率	受講者数																																		
520人	256人	0.492	236人																																		
<p>以上のように、当初計画の定員数に対して、実際の受講者は50%未満となっている。</p> <p>そのため、収支決算についても受講料とテキスト代による収入は予算の約45%となっている。他方で支出については、手数料(講師謝礼金等)を始め固定的に一定額が発生する費用もあるため、予算比60%の支出額である。</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講料</td> <td>3,588,000</td> <td>1,518,000</td> <td>手数料(講師謝礼金等)</td> <td>3,578,000</td> <td>2,007,850</td> </tr> <tr> <td>市補助金</td> <td>700,000</td> <td>700,000</td> <td>消耗品費</td> <td>2,470,000</td> <td>1,562,214</td> </tr> <tr> <td>協力会負担金</td> <td>1,000,000</td> <td>1,020,000</td> <td>印刷製本台</td> <td>150,000</td> <td>128,196</td> </tr> <tr> <td>テキスト代(本人負担)</td> <td>990,000</td> <td>537,870</td> <td>通信運搬費</td> <td>80,000</td> <td>77,610</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,278,000</td> <td>3,775,870</td> <td>合計</td> <td>6,278,000</td> <td>3,775,870</td> </tr> </tbody> </table>		項目	予算額	決算額	項目	予算額	決算額	受講料	3,588,000	1,518,000	手数料(講師謝礼金等)	3,578,000	2,007,850	市補助金	700,000	700,000	消耗品費	2,470,000	1,562,214	協力会負担金	1,000,000	1,020,000	印刷製本台	150,000	128,196	テキスト代(本人負担)	990,000	537,870	通信運搬費	80,000	77,610	合計	6,278,000	3,775,870	合計	6,278,000	3,775,870
項目	予算額	決算額	項目	予算額	決算額																																
受講料	3,588,000	1,518,000	手数料(講師謝礼金等)	3,578,000	2,007,850																																
市補助金	700,000	700,000	消耗品費	2,470,000	1,562,214																																
協力会負担金	1,000,000	1,020,000	印刷製本台	150,000	128,196																																
テキスト代(本人負担)	990,000	537,870	通信運搬費	80,000	77,610																																
合計	6,278,000	3,775,870	合計	6,278,000	3,775,870																																
<p>補助金については定額補助であり、利用実績に関わらず補助金としては、520人の受講を前提として700千円の補助を交付しているのであり、受講者が、50%に満たないということは、補助金が十分有効に使用されていないといえる。</p> <p>市としても広報等を通じて利用促進に努めるとのことであったが、増加の兆しが見られない場合は時代に即した市民ニーズと乖離していると考えられ、廃止を含め補助金のあり方を再検討すべきである。</p>																																					
(意見に対する考え方)																																					
<p>講座の受講者の減少は大きな問題と考えており、その対策として、まずは広報面を強化し認知度を上げていくことで受講生の増加を実現できるよう努めてまいります。</p> <p>また、現在の受講生の内訳は、大部分が個人の申し込みであり、本来ターゲットとなるべき企業の社員教育での利用がほとんどない状況となっています。</p> <p>このため、補助金の支給先である富山市職業訓練センター協力会には、現在のパソコン実用講座のカリキュラムについて、一部講座の廃止を含む見直しを求め、令和3年度に開講する講座では、補助金の趣旨と合致する「職業能力の開発を促しスキルアップを目指す講座」に再編し、企業からも利用してもらえる講座となるよう改善を進めてまいります。</p>																																					

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 楽今日館経営改善支援事業補助金</p> <p>(内 容) 楽今日館は、「市民の保健休養と勤労意欲の増進」のための施設であり、また細入地域の活性化及び雇用創出にも貢献している。 その指定管理者である㈱ほそいりの経営を安定化させるために経営アドバイザーを採用し、その人件費に対して補助金を交付することは一定の公益性があるものと考えられる。 現にアンケートによるとサービス向上に高い評価があったとのことであり、民間の知識経験が生かされて楽今日館のサービスが向上したことは㈱ほそいりの経営にとってプラスの効果があったものと考えられる。 しかしながら、経営アドバイザーの採用、つまり補助金の支給開始から平成29年度で6年が経過している。効率的な施設運営や経営管理、従業員の接遇指導などの経営ノウハウは、2年から3年程度で会社として吸収すべきではないだろうか。スピード感とスケジュール感をもって実行すべきである。 現在補助金の終期は明らかでないが、そのような場合には補助金への依存体質を助長しかねず、かえって自立を妨げるおそれがある。もちろん継続的に経営改善に取り組み続けることは必要であり、継続してアドバイスを受けること自体を否定するものではない。 しかしそれは、コストに見合う収益の獲得効果があるとの経営判断の結果であり、本来的には会社が負担すべきものである。また、会社全体としては利益剰余金が発生しており、楽今日館の運営上必要なコストであれば、経営アドバイザーの費用を事業体として負担することは可能と考えられる。その源泉が他部門から生じたものであっても、これを楽今日館部門の経費に充てること自体が否定されるものではない。 市の方針でも明らかのように、独立採算で運営できる営利企業として自立した経営を目指すべきである。当補助金については、経営改善計画が作成されていることから結果としてその実行の中で終期も見えてくると思われるが、そもそも終期を定めない補助金は、補助金依存体質を助長しかねず、事業継続を目指す事業体の経営力をかえって奪うことになりかねない。 補助金の交付に当たっては、補助開始の時点で終期を明確にすべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>経営アドバイザーを採用したことで、施設利用者から接遇について高い評価を得られるようになった。最近では主に経営改善の観点からアドバイスを受けているが、平成30年度決算で楽今日館の収支が黒字に転じたため、今後は、経営アドバイザー採用の終期設定を検討していきたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

<p>意見の内容</p>	
<p>(項目) 富山市観光協会補助金（運営費及び人件費）</p> <p>(内容) 一口に「観光協会」といっても、民間主導のものや事実上「公」が運営しているもの、豊富な自主財源を有しているものやほぼ補助金で運営しているものなど形態は様々である。 当協会の顧問及び会長並びに副会長は、富山市長や市職員、市議会議員及び経済関係団体の代表が就いており、事務局長は市役所OBである。 事業内容は、富山市からの「富山まつり」運営受託（主催は富山まつり運営委員会となっている）などの観光行事事業、観光マップ作成などの誘致事業、観光案内所の運営事業が主なものであり、収入の86%は富山市からの補助金及び委託料となっている。 これらのことから、当協会は、市の観光に関する様々な事業の受け皿的性格が強いと考えられる。他方で、飲食業、製造小売業、宿泊業、旅行業など約200の会員の広告宣伝や販売促進の活動を行っており、会員の互助的性格も存在する。組織形態はいわゆる人格なき社団であり、職員は事務局長の他、プロパー職員3名、窓口対応の嘱託職員5名で、給与は市の条例及び規則を準用した給与基準により支給されている。 富山市観光協会補助金は、人件費及び運営事務費のほぼ100%を補助するものであり、いわゆる運営費補助である。運営費補助についてはコスト意識が希薄になりやすいため、目的・使途が明確な事業費補助に出来るだけ移行することが望ましいとされる。「富山まつり」などの委託料の算定にあたっては、当協会の人件費コストは算入されていない。 また、まちなか体験施設運営事業等の補助金も当協会の人件費を除く費用相金額と同額となっている。 本来、補助金は対象事業に公益性があることのみをもって交付されるものではなく、補助目的に対してどれだけ有効であるかを測定したうえで補助の要否を判断する必要があり、費用（補助金額）対効果（実現する公益）を検討する必要がある。 しかしながら、人件費及び運営事務費が別枠で100%補助され、事業毎の人件費等を含む総コストが明確化されていない状況下では、各事業の有効性が的確に判断できず、公益性が低い事業が残る危険がある。 当協会の事務所が、平成29年度末に富山駅前ビル5階から、富山城址公園内の「富山市まちなか観光案内所」に移転したことに合わせ、観光案内業務の他に新たに甲冑体験や乗馬体験等の新規事業が開始されている。 市からの聞き取りでは最低限の人員で運営しているのが現状であるとのことである。当協会として、補助金等以外の自主的な財源の増加に取り組むことは、民間組織として望ましいことといえる。 したがって、人件費及び運営事務費を100%補助するのではなく、各種事業の適正なコスト計算のもとで事業費に対して定率で補助する等、コスト削減の誘因が働く補助体制に移行すべきである。 また、当協会の観光誘致活動や宣伝活動により観光客が増加することで直接的な利益を受けるのは、会員を始めとした観光関連事業者である。 したがって、会員の増加を図るとともに受益者負担を検討することが必要である。言い換えると、受益者負担に対して会員から理解が得られるような活動を強化し、自主財源を増やしていくことが望まれる。 当協会としても、事務所移転により観光客や市民との接点が増えたことから、積極的に自主事業を行う方針であるとのことであり、補助金に頼らない協会運営に今後移行していくことが期待される。 他方、収支状況を見る限り現状で自主財源は多くなく、補助の方法を変えるにしても、当面は補助金に依存した運営にならざるをえない。つまり、市民からの税金によって運営されているというのが現実の姿である。 それにも関わらず、当協会は人格なき社団であることから市民に対して収支状況の開示は行っていない。市が出資するいわゆる第三セクターは、総務省が平成21年6月23日付で地方公共団体あてに通知した「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」において、「地方公共団体は、『第三セクター等（加筆）』の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう積極的に努めるとともに、～略～。また、地方公共団体は、第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。」とされている。 また、一般（公益）社団法人及び一般（公益）財団法人は、法律上、貸借対照表又はその要旨を公告するものとされており、さらに公益社団法人および公益財団法人においては、「何人も制限なく」各事業年度の計算書類及び事業報告等の閲覧・謄写を法人に対して請求できるものとされている。 以上を踏まえると、多額の税金で運営されている当協会についても、法律上の義務はないものの積極的に情報開示を行うことが望まれる。これにより、市民に対して説明責任を果たすとともに、当協会の活動がより市民に理解される（税金により運営することに理解が得られる）ものとなるよう努力する動機付けにもなるものと考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>富山市観光協会（以下、協会）は、本市と連携して様々な観光客誘致事業を実施するなど、本市の観光施策を推進していく上で欠かすことのできない組織である。このことから、市では、協会の運営が円滑に行われるために必要な人件費及び運営費に対する支援をしてきたところであるが、この度の包括外部監査の意見を踏まえ、今後、協会が実施する「定期観光ツアー事業」等、市からの補助金が充当されている事業について、市と協会が一緒になってその必要性や費用対効果、事業費の使途や支出の妥当性等について改めて検証し、不用品支出を避けるとともに、協会内でのコスト意識が一層高まるよう指導、助言していきたいと考えている。 また、観光関連事業者等からの会費収入については、ここ数年、会員事業者数がほぼ横ばいで推移していることから伸び悩んでいる状況である。包括外部監査の意見にもあるように、将来的に協会が市からの補助金に頼ることなく運営していくためには、甲冑・乗馬体験などの自主事業収入の増加と併せて、会費収入の増加も欠かせないと考えていることから、市では、協会に対して ①引き続き新規会員の獲得に努めること。 ②現在加入する団体へ会費口数（1口あたり6,000円）を1口でも増やしてもらうよう働きかけること。 などの要請を行いたいと考えている。 このほか、協会の収支状況の開示については、協会ではこれまで積極的な情報公開は行っていないところであるが、協会の収入全体のうち市からの補助金が約7割を占める財務状況であることや、包括外部監査の意見などを踏まえ、市では、今後、協会に対して各事業年度の決算書及び事業報告書など協会の活動内容がわかる情報をホームページなどで積極的に公開するよう指導していきたいと考えている。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 八尾地域観光PR事業観光振興補助金</p> <p>(内 容) 当補助金は事業費補助であるが、基本的には毎年度定額での補助となっている。補助金の申請書および交付決定書を閲覧したが、手続きに問題はなかった。その中で、曳山展示館パンフレットについては当初予算では30,000部作成予定であったが、実績としては10,000部に減少していた。 また、曳山祭ポスターについては当初予算の段階では486千円であったが実績では388千円となっている。 もちろん、事業者として経費削減に努めることや、過大在庫が生じないようにすることは当然の行為と考えられる。しかしながら、全体の経費が減少しても補助金の額は減少しない。 その結果として観光協会の自主財源による負担が減少している。 そもそも補助金は、公益があることのみをもって交付されるのではなく、補助金額に見合う効果が十分に期待されることが必要であり、申請を行った事業者が申し出た事業内容に対してその効果を評価して補助金額は決定されるべきものである。 事業者の事業規模が当初の申請を下回る場合、その効果も当初の想定を下回ることとなるので、補助金額も相応に減額されるべきである。 しかし、現状の定額補助では事業者が当初補助金申請時の事業規模を縮小しても、結果として自己負担額が減少するのみであり問題がある。 また、事業者が、冗費を避け最小の費用で最大の効果を上げられるよう努力する誘因も必要であり、実績に基づいて定率で補助するなど補助金算定方法の変更を検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>ご意見のとおり、作成部数の減少により事業費が減額となっているにも関わらず、補助金は定額で支払われていたことから、今後は八尾観光協会の自己負担額のみが減少することのないよう補助金の算定方法を見直すこととする。</p> <p>また、八尾観光協会では、別途「八尾地域観光PR印刷物作成補助金」を交付し、八尾散策マップを作製しているが、2つの補助金は共にパンフレット等の作製で類似しているため、統合するとともに、最小の費用で最大の効果が得られるよう作成部数についても精査してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 越中八尾観光協会人件費補助金（局長分）</p> <p>(内 容) 補助金は、平成22年度に開始しているが、それまでは観光協会に専任の事務局長がいなかったため経営管理基盤の強化のために市役所からOBを迎え入れることとなったことに合わせて開始された。以来、ほぼ上限の2,000千円の補助金が支給されており事実上の定額補助となっている。</p> <p>前述のとおり、八尾地域は富山市を代表する観光地となっており、観光協会の活動にも一定の公益性があるものと考えられる。従って、その経営管理基盤の強化のために採用した人材にかかるコストに対してある程度の補助をすること自体は否定するものでない。</p> <p>しかしながら、観光協会は民間の団体であり、会員からの会費や会館の運営による収入等の自主財源を有している。新規に人材を採用してから一定期間は補助が必要であるにしても、その終期を明らかにして、以後は自主財源で賄うべきである。</p> <p>補助金は将来にわたって交付が保証されるものではない。市からの補助金への依存は、法人自体の経営力向上の努力を阻害し、長期的には法人の安定的かつ継続的な運営を困難ならしめるおそれがある。</p> <p>なお、観光協会は平成30年3月期で利益剰余金を計上しており潜在的に十分な経営力があるものと考えられる。</p> <p>一定のスケジュールのもと期間を区切って補助すべきであり、自立した運営の実現を目指すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>八尾地域は富山市を代表する観光地であり、越中八尾観光協会の運営が円滑に行われるため、必要な人件費に対する支援をし、経営基盤の強化を図ってきたところである。</p> <p>しかしながら、市からの補助金への依存は、協会自体の経営力向上の努力を阻害するおそれ等もあることから、自立した運営を目指すため、補助金の見直しについて、長期的に検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 牛岳高原収穫感謝祭補助金 (1)</p> <p>(内 容) (1) 当補助金の対象となっている事業者以外にも富山市内には観光農園等が存在するが、補助金の対象となっているのは当事業者のみである。中山間地域の経済振興という側面もあるものと考えられるが、公募されたものではなく、公平性の観点から疑問が残る。 また、予算と実績を比較すると支出が当初予算を下回っており、事業実施者が当初想定していた負担金でほぼ賄える状況であると考えられる。 一定の観光客誘致、産業振興という公益性は認められるが、公益性があっても自助による運営が可能な場合にまでも補助金が交付されることが正当化されるものではない。 また、補助対象事業者はリンゴ園という「点」であり、観光客の誘致、産業の振興が補助の目的であれば、他の農産物販売所や飲食店との連携等地域全体に「面」としてその効果が及ぶ方策が必要である。当補助金が開始されてから30年が経過しており、補助金の効果及びその必要性を再検討すべきものとする。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>当事業は、高冷地の特性を活かした山田地域の特産物(りんご)をPRするとともに、都市農山村交流を促進することを目的としている。 地元の農協が主体となって運営を行っていることから、他の農産物や飲食店との連携等で地域全体に効果が波及するよう事業内容を精査するとともに、補助金の妥当性について再検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 牛岳高原収穫感謝祭補助金 (2)</p> <p>(内 容) (2) いもほり体験会については、平成30年度も同額の予算がついているが、結果として開催されなかった。 圃場を借り上げじゃがいもの栽培を委託していた農家の高齢化により、開催が困難となったものである。 補助事業は、自主的に公益的な活動を行う市民に対する行政の支援事業であることから、市の方から事業再開に向けて積極的な働きかけを行う予定はないとのことである。 しかしながら、当該事業に公益性があり補助金を支給することによりそれに見合う十分な観光客誘致及び産業振興効果があったのならば、市が事業再開のイニシアティブをとることは否定されないと考える。 これに対し、もしも補助金の額に見合う十分な有効性が認められない若しくは不明であるのならば、これをもって補助は廃止すべきであるしその判断は遅きに失したともいえる。 この補助金に限らず、補助金全般に一旦支給されると既得権化し打ち切りの判断が難しく結果としてその支給が長期にわたることがある。漫然と同じ補助が継続することが無いようその必要性及び効果の定期的な検討の仕組みが必要である。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>いもほり体験会については、平成30年度に今後の方針について実行委員会と協議したところ、人手不足等から事業の継続は困難という結論に至り、廃止となった。</p>	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容												
(項 目) 立山山麓トレッキングイベント補助金												
(内 容) 参加料と補助金の参加者一人当たり平均は次の通りである。												
	単位：円											
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">金額</th> <th style="width: 20%;">参加人数</th> <th style="width: 20%;">平均額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加料</td> <td style="text-align: right;">1,780,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">567 人</td> <td style="text-align: right;">3,139</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td style="text-align: right;">2,200,000</td> <td style="text-align: right;">3,880</td> </tr> </tbody> </table>		金額	参加人数	平均額	参加料	1,780,000	567 人	3,139	補助金	2,200,000	3,880
	金額	参加人数	平均額									
参加料	1,780,000	567 人	3,139									
補助金	2,200,000		3,880									
<p>予算の段階では、参加料の見込額は220 万円で補助金との比率は1：1であった。</p> <p>また、参加見込人数一人当たり補助金額は3,055 円となっていた。しかし、実際には参加者数が見込みを下回ったため、参加者一人当たり補助金の実績は3,880 円となっている。</p> <p>補助金の額については、問題のない水準との意見もあるかもしれない。しかしながら、補助金を交付すること自体には公益性があっても、定量的な経済効果は不明であり、補助金額に見合う公益が実現したかどうかは判然としない。</p> <p>また、市によると「具体的な統計データは作成していないものの、申込書の閲覧では参加者は市内を中心として、近隣市町村からが多い。」とのことである。従って、観光客増加による経済的効果の地域への面的な波及は、さほど大きくないものと考えられる。</p> <p>補助開始から8 年が経過しており、イベントとして定着していれば、参加料を上げて参加申込者はあるはずである。もし大幅に減るようであれば、費用に見合うニーズはなかったものと考えられる。補助金が今後も永続するという保証がない中、地域活性化のため継続したイベントとしていくためには、自立したイベント開催の方向へ舵を切っていくべきだと考える。</p> <p>補助金の終期を明らかにしたうえで、スケジュール感をもって、経費節減等より効率的な事業運営を行う他、登山用品販売店との共催など事業者の創意と工夫が生かされたイベント実施体制を作っていくことが必要であると考えます。</p>												
(意見に対する考え方)												
<p>当事業は、立山山麓スキー場のリフトを使用しないイベントの一つであり、立山山麓におけるグリーンシーズンの活性化に必要な事業であると考えている。</p> <p>しかしながら、地域活性化のため継続したイベントとしていくため、補助金の算定方式を見直し、より効率的な事業運営や創意工夫が活かされるような実施体制が構築されるよう努めてまいりたい。</p>												

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容																	
<p>(項 目) 立山山麓森林セラピー推進事業補助金</p> <p>(内 容) 当実行委員会は、森林セラピー基地推進事業を通して地域の活性化に取り組んでおり、高く評価されるべきものとする。利用者は平成29年度に大きく増加しており、ガイド等の紹介では、ツアー観光客に21名、その他団体個人に10名を紹介している。このことから、一定の観光客増加効果はあったものと考えられる。</p> <p>利用者等一人当たりの補助金額は、下記のように、利用者等の増加により平成27年度の3,773円から平成29年度には1,717円と大きく減少している。</p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>補助金額</th> <th>利用者等</th> <th>一人当たり補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>1,000,000</td> <td>265人</td> <td>3,773</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>900,000</td> <td>366人</td> <td>2,459</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>900,000</td> <td>524人</td> <td>1,717</td> </tr> </tbody> </table> <p>通常、新規事業開始直後は組織の運営基盤が安定しないため、民間の公益的な活動を支援するために補助金を交付することはその育成に有効な手段と考えられる。</p> <p>補助開始から8年が経過するなか、利用者は着実に増加している。森林セラピー基地推進に補助金交付の効果があったものと考えられ、民間の公益的活動を育成した良い例ともいえる。</p> <p>しかしながら、市からの補助金の他に、市から運営費補助を受けている団体からも30万円の負担金収入がある。当該補助金等で収入の45%を占めており、その運営は補助金等に依存しているという。</p> <p>当実行委員会は、イベント参加者からの参加料やガイド等を紹介することによる収入といった自己財源を有している。</p> <p>また、これまでの活動実績から利用者が増加するといった自立へ向けた良い兆しも見受けられる。</p> <p>終期を明らかにしない補助金は、事業者側において補助金ありきの事業運営に陥りがちであり、民間の自助努力を阻害し、健全な自立への道を妨げるおそれがある。補助金が永続するという保証がない中、民間の努力と発想によりその事業目的が今後も継続して達成されるよう、終期を明らかにしつつ計画的に補助を行うべきものとする。</p> <p>(意見に対する考え方) 当事業は、立山山麓スキー場のリフトを使用しないイベントの一つであり、立山山麓におけるグリーンシーズンの活性化に必要な事業であると考えている。</p> <p>しかしながら、地域活性化のため継続したイベントとしていくため、補助金の算定方式を見直し、より効率的な事業運営や創意工夫が活かされるような実施体制が構築されるよう努めてまいりたい。</p>		年度	補助金額	利用者等	一人当たり補助金	27	1,000,000	265人	3,773	28	900,000	366人	2,459	29	900,000	524人	1,717
年度	補助金額	利用者等	一人当たり補助金														
27	1,000,000	265人	3,773														
28	900,000	366人	2,459														
29	900,000	524人	1,717														

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 婦中地域観光協会事業補助金 (1)</p> <p>(内 容) (1) 各観光協会から事業報告書を閲覧したが、補助金をそのまま他団体の協賛金として支出しているケースがあった。収支計算書には収入として自己資金3万円と補助金2万円の記載があり、支出は5万円の地域イベントへの協賛金のみである。収支を伴わない地域の環境整備活動もしているようであり、また地域イベントに観光協会として参加していることから、実態が無いわけではない。</p> <p>しかしながら、当補助金についていえば、単に観光協会をスルーしただけであり、一般的にいうとそのような場合は、最終的な(実質的な)補助金の使われ方が市では把握できないこととなる。</p> <p>協賛金の支払先は、前記イベントの実行委員会であり、市からも別途補助金が支給されているため、必要があれば実行委員会への補助金の増額で対応すべきであり、観光協会への補助金は観光協会独自の活動に充てられるべきである。補助金の使途について、交付先に指導を行うべきと考える。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>ご意見のとおり、観光協会への補助金は観光協会独自の活動に充てられるべきであり、その使途についても指導を行うべきである。</p> <p>本補助金は、金額としては2万円と少額であるが、婦中地域の観光振興に寄与するものとして交付してきたところである。</p> <p>しかしながら、改めてその使途及び必要性について確認したところ、各観光協会においては、本補助金以外の財源を有していることから、その財源の中での活動に努めてもらうよう各協会との調整を踏まえ、本補助金の廃止を検討してまいりたい。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 婦中地域観光協会事業補助金 (2)</p> <p>(内 容) (2) 各観光協会の活動には観光客の増加や地域振興といった公益性がある。これに対して補助金の金額は2万円と少額であり、絶対額を考えれば補助金を支給することに何ら問題はないという考えも有り得る。 しかしながら、補助金の源泉は市民から預かった税金であり、可能な限り有効に使われるべきである。 実績報告書を見る限り、2万円の補助金がないと組織の活動に大きな支障が生じ活動が困難となるとは思われない。この点については、市が補助金を出すことによって市との連携意識が生まれるとともに、当該団体のより積極的な活動へのインセンティブとなるという考えもある。 しかしながら、自治体には公益の実現にあたっては最小の費用で最大の効果を上げることが求められている。 当補助金に限らず少額であることからその必要性についての検討が見落とされがちであるが、金額の大小にかかわらず改めてその効果と必要性を検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>ご意見のとおり補助金については、金額の大小にかかわらずその効果と必要性を検討すべきである。 本補助金は、金額としては2万円と少額であるが、婦中地域の観光振興に寄与するものとして交付してきたところである。 しかしながら、改めてその必要性を検討したところ、各観光協会においては、本補助金以外の財源を有していることから、その財源の中での活動に努めてもらうよう各協会との調整を踏まえ、本補助金の廃止を検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 婦中地域観光協会事業補助金 (3)</p> <p>(内 容) (3) 当補助金は、旧婦中町の4つの地域で活動するそれぞれの観光協会に一律に2万円を支給するものであり、ある意味公平性が保たれている。 しかしながら、事業報告書を見る限り各観光協会により活動状況が異なっている。にもかかわらず一律に同額を支給することは逆に不公平といえる。観光協会の積極的な活動により交流人口が増加し観光が大きく振興するのであれば、予算を増やすこともあって然るべきである。 この点について、市としても「観光振興に大きく貢献するものと見込まれる事業内容であり、かつ、その事業の実施について市からの支援が必要であり、さらに費用対効果が高い事業であれば予算措置の可能性を否定するものではない。」とのことである。現在の定額補助では、活動実績が反映されにくいと考えられる。 これに対して、定率補助は、活動状況に応じて補助されることから、事業ごとの定率補助にすることが望ましい。 なお、各観光協会の中には会員間の共益的活動を行っている団体もある。補助金の額と活動毎の支出額を比較すると補助金が直接的に共益的活動に充てられたとは判断されないが、補助金があくまで公益的活動に対して交付されるものであることを考えると、その用途は明確化されることが望ましい。 補助対象である公益的活動経費を明示することとなる定率補助がその意味でも適切な方法と考える。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>ご意見のとおり、補助金の用途は明確化されるべきである。 本補助金は、金額としては2万円と少額であるが、婦中地域の観光振興に寄与するものとして交付してきたところである。 しかしながら、改めて用途及びその必要性について確認したところ、各観光協会においては、本補助金以外の財源を有していることから、その財源の中での活動に努めてもらうよう各協会との調整を踏まえ、本補助金の廃止を検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 滞在型観光バスツアー補助金</p> <p>(内 容) 観光協会が定める助成金交付要綱の平成28年4月1日付改定で、ツアーの目的に「体験型施設」が追加され、通年で利用できる制度に改められている。 また、富山県内の貸切バス事業者を利用すれば富山市内までの移動手段は問わないものとされたことから、飛行機や新幹線で富山市まで移動するツアーでも利用が可能となり、遠隔地からの観光客を誘致し易い制度となっている。 平成29年度の助成金申請者には、九州のバスツアー実施団体もあった。しかしながら、天候等の悪条件はあったものの、利用実績は結果的に計画を大きく下回っている。 宿泊を伴う観光旅行は一般的に経済効果が大きいと考えられる。市としても一層利用が促進することが望ましいとの見解である。 観光協会も補助金交付要綱の改正など対策を取っている。 平成28年度の要綱改正の効果を見極める必要があるが、実績が伴わない様であればさらなる利用促進の方策が必要である。 現在、富山県が実施する他の助成や補助の適用を受ける場合は当助成の対象外となっている。 しかし、他の市町村の助成や補助の適用を受ける場合は当助成の対象外とはなっていない。 観光が、富山市内の観光イベント・観光施設のみで完結すれば市としては一番望ましい。しかし、観光は広域化しており、特に遠隔地からの誘客については県内他市町村や北陸地域又は飛越地域を回る回遊性のあるツアー企画の方が訴求効果は高い。 そこで、例えば一定の要件のもと近隣市町村や他地域と一体となって助成を行うことも考えられる。現要綱でも、他の市町村と重複しての助成は可能である。助成金利用の促進活動は観光協会が担っており、市は観光協会から随時バスツアー実施団体等からの要望や意見の報告を受けているとのことである。 バスツアー実施団体や参加者にアンケートをするなどして需要の状況を確認し、市と観光協会の連携をさらに深めて、当補助金の利用が促進されることを望む。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>当補助金の利用促進のため、令和元年度より補助金額及び対象経費の見直しを行い、利用条件をさらに緩和した。令和元年度の12月時点での申請件数は19件であり、平成29年度の4件、平成30年度の1件と比較しても大幅に伸びており、今後も市観光協会と連携し、補助制度のPRに努めるなどを、利用促進を図りたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 八尾地域観光PR 事業 八尾地域観光PR 印刷物作成補助金 (1)</p> <p>(内 容) (1) 当補助金は「八尾地域観光PR 印刷物作成補助金」として平成29 年度から交付を開始しているが、別途「八尾地域観光PR 事業観光振興補助金」が従来から交付されている。 この補助金は、八尾曳山祭のポスター及びパンフレットの作成並びに観光協会が独自事業として運営している曳山展示館のパンフレット作製に対するものであるが、平成26 年度に市財政課の全庁的な補助金削減方針を受けて補助額が800 千円から720 千円に10%削減されている。当補助金とは、補助対象となる印刷物が異なっており、当補助金交付開始により一旦削減した補助金の一部復活したのではない。 また、市としても八尾地域の観光振興のためのパンフレット作成を検討していたとのことであり、市と観光協会が各々同様なパンフレットを作成するよりも、観光協会が作成をしてそれに対して市が補助金を交付したほうが無駄は無いものと考えられる。 しかしながら、結果として観光協会に対する補助金は増額している。当補助金は、観光客の増加に対して一定の効果があるものと考えられるが、市に対する当補助金に関するアンケートへの回答にもあるように「本事業のみでの効果測定が困難であるから補助金交付の効果の程度は不明」である。 つまり、補助額を上回るだけの十分な公益が実現したかの検証は困難である。 従って、補助金の交付にあたってはより慎重な判断が求められる。補助金の交付に際しては、まず、事業者としてできる限り自己財源を確保する等、補助金に頼らない事業の実施姿勢を求めべきである。 パンフレット作成にあたっての自己財源確保の方法としては、地元企業の広告を募って広告料を負担してもらったり、飲食物販店の買い物クーポン券を付けて販売促進に役立ててもらいその対価として掲載料を徴収したりする方法が考えられる。 もし、観光PR パンフレットが観光客増加に効果があるのであればこれら事業者にも一定の利益があるものと考えられ、その場合に一定のコストを負担することについては吝かでないものと考えられる。市の他の観光パンフレットでは既にこのような手法がとられているものがあるとのことである。 以上、補助金を交付するにあたっては、まずは事業者の創意工夫を促し、補助金が必要最小限度に収まるような事業の実施方法を検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>当事業で作成している散策マップは、観光客に観光スポットを紹介し、街歩きを促すうえで重要なツールである。 一方で、越中八尾観光協会では、八尾地域の観光振興を目的とした八尾曳山祭りのポスター及びパンフレット等を作製しており、その作成に対し、別途「八尾地域観光PR 事業観光振興補助金」を交付している。 2つの補助金は共に、八尾地域の観光振興を目的としたパンフレット等の作製で類似しているため、統合するとともに、補助金が必要最小限度に収まるよう、算定方法についても見直すこととする。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 八尾地域観光PR 事業 八尾地域観光PR 印刷物作成補助金 (2)</p> <p>(内 容) (2) 補助金交付申請書の当初予算では、15,000 部の作製で405,000 円の見積もりであったが、実績では当初見積もった印刷会社以外において、20,000 部を398,080 円で作成している。補助金を有効活用するという意味では望ましいことといえる。 しかしながら、事業実施にあたって当初は必要部数を15,000 部としており、実績を基にすると補助率が3/4 で15,000 部作製すると補助金は223,920 円で済むこととなる。 事業者として補助金を有効活用しようとする努力の結果ではあるが、必要部数ありきではないとも考えられる。平成30 年度も同額の予算となっているが、印刷物の在庫状況を確認の上補助金の減額を検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>印刷物を作成している越中八尾観光協会へ、在庫状況等を確認のうえ、適正な部数を作製するよう指導し、補助金額を精査してまいりたい。</p>	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容													
<p>(項 目) 富山市企業コンベンション開催事業補助金 (1)</p> <p>(内 容) (1) 当補助金の利用状況は次の通りである。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 5px;">年度</th> <th style="padding: 2px 5px;">平成 27 年度</th> <th style="padding: 2px 5px;">平成 28 年度</th> <th style="padding: 2px 5px;">平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">補助額</td> <td style="padding: 2px 5px;">357,000 円</td> <td style="padding: 2px 5px;">328,000 円</td> <td style="padding: 2px 5px;">352,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">補助件数</td> <td style="padding: 2px 5px;">2 件</td> <td style="padding: 2px 5px;">2 件</td> <td style="padding: 2px 5px;">2 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれの年も利用は 2 件であり補助金額は 35 万円程度である。これに対して類似の補助金である「コンベンション開催事業補助金」は 28 百万円から 36 百万円で推移しており、それに比較すると利用が多いとは言えない。</p> <p>この点、市としては「交流人口の増加につながり、経済効果も期待できることから誘致にかける人員や予算があれば推進したい」とのことである。</p> <p>現在、誘致に直接あたっているのは公益財団法人富山コンベンションビューロであるとのことである。当公益財団法人は、富山市に限らず富山県内で実施されるコンベンションの推進のため、県や各市町村の補助金制度の広報営業推進事業を行っている法人である。県外をはじめ国外からの誘致も推進しており、全国的に見ても誘致件数は多い部類に入るとのことである。富山市の企業コンベンションの誘致についても同法人が担っているが、利用実績の多い学術研究団体等の誘致に時間が割かれ、企業コンベンションに照準を当てた営業活動が十分に行われていないものと考えられる。</p> <p>また、県内の他の市町村にも類似の補助金があり、富山市のみを推奨しているわけではない。</p> <p>この点において市としては「富山コンベンションビューロと重複した営業を行うことは非効率であり、また県外での営業活動は費用的にも難しい。」とのことであった。</p> <p>確かに効率性やコストについては十分検討する必要がある。しかしながら、企業コンベンションの開催に対して補助金を交付することで公益増大に十分な有効性が認められるならば、これを推進すべきである。</p> <p>富山市で企業コンベンションを開催する可能性が高いのは富山市を始めとした県内に事業所を置く法人と考えられる。当該法人を対象に広報活動を行うなど富山市としても可能な限り利用推進を図るべきである。</p> <p>(意見に対する考え方)</p> <p>コンベンションの誘致は、主に、公益財団法人富山コンベンションビューローや富山県が担っており、市がこれらと重複した誘致活動を行うことは非効率であり、また、費用面でも難しい状況である。</p> <p>しかしながら、市としても、企業コンベンションの誘致は、交流人口の増加につながり、経済効果も期待できると考えていることから、県外にも事業所を持つ市内の大手企業といった、ある程度企業規模を絞った上での PR 活動を行うなど、ターゲットを定めた効率的な広報活動が行えるか検討していきたい。</p>		年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	補助額	357,000 円	328,000 円	352,000 円	補助件数	2 件	2 件	2 件
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度										
補助額	357,000 円	328,000 円	352,000 円										
補助件数	2 件	2 件	2 件										

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山市企業コンベンション開催事業補助金 (2)</p> <p>(内 容) (2) ここ3年間の補助金利用企業を確認したところ、各年度2社の利用実績うち1社は同一の市内企業であった。 この点、補助金に見合った公益性が実現するのであれば補助金の利用は歓迎すべきであり、同一企業が利用しても何ら問題はないという考え方もある。確かに経済効果を考えれば歓迎すべきことともいえる。 しかしながら、補助金の効果測定は利用者数が指標となっており、補助金額に見合う経済効果があったのかは判然としない。 また、交付対象は営利法人であり、会議等は利益獲得に必要な当然のコストと考えられる。当補助金は、このコストを補填するものであり直接的には当該営利法人に利益を与えるものである。 他方で、当補助金の経済効果により宿泊施設や飲食店等（以下、当該事業者）の利用が増え、当該事業者が利益を受けることとなる。 これを思えば、本来的には、当該事業者自らが企業コンベンションの需要を取り込むべく営業努力をすべきものである。 その足掛かりとして市が補助金制度を設けることは有用と考えるが、利用があった次年度以降において当該事業者側に主体的で積極的な営業活動を行う意思がないのであれば、企業コンベンション開催に対して、特定の営利法人に利益を供与するほどのニーズは当該事業者側にはないものと考えられる。もしそのようなニーズがあるのならば、次年度以降当該事業者自らの創意と工夫で企業コンベンション開催への働きかけを行うべきものと考ええる。 以上より、補助金の源泉が市民からの税金であることに鑑み、また、経済効果がどの程度であるか判然としない中で同一の営利企業に対して補助金を継続して交付し続けることには慎重であるべきであり、何らかの制限を検討すべきであると考ええる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本補助金は、交流人口の増加につながり、経済効果も期待できると考えていることから、何らかの制限を設けることは考えていない。 しかし、同一の営利企業からの申請が続き、他の企業からの申請がないのは、本補助金のPR不足や補助要件がニーズに合っていないなどの理由が考えられることから、様々な企業から申請していただけるよう、令和2年度より、補助要件を緩和し、当該補助金のPRに努めていきたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) コミュニティ施設管理支援事業補助金 (1) コミュニティ施設管理支援事業補助金 (2)</p> <p>(内 容) (1) 補助の必要性について 本件補助の、コミュニティ施設を活用し商店街の活性化等を図るという目的に公益性は認められる。また、前述したとおり「よってかれ家」を利用して様々な活動が活発に行われていることから、同施設が有効に利用され商店街の活性化とにぎわいづくりを推進するという役割が果たされているものと評価できる。 ただし、同施設を運営する富山市南商工会の収支決算書によれば、「よってかれ家」に対する運営補助金及び施設使用料による収入は、富山市南商工会の収入に組み入れられ、「よってかれ家」運営に係る経費は、専ら同商工会の予算から支出されていることが認められる。そして、富山市南商工会に対しては、市から、本件補助とは別に年894,000円の運営費補助が交付されていること、同商工会の収支決算書によれば、平成29年度において4,567,997円の繰越金(余剰金)が存在していることに照らせば、今後も実質的に家賃相当額を負担する定額での補助を継続する必要性が認められるのかについては、検討が必要であると考ええる。</p> <p>(2) 補助金交付の公平性、補助金額算定方法の合理性等について 市には、本件補助金と同様の目的で定められた「富山市商店街等活性化事業補助金交付要綱」に基づく補助制度が存在しているが、「よってかれ家」の施設管理事業は同交付要綱の補助対象事業にあたらぬものとして、これによる補助金交付はされていない。 また、市には、本件のようなコミュニティ施設の管理・運営事業に係る補助金等について別に定めた交付要綱は存在せず、同様のコミュニティ施設に対して管理運営費を補助している例は他に見当たらない。 このような事情に照らすと、「よってかれ家」に対する家賃援助を実態とした本件補助については、補助金交付の公平性が認められるのか、家賃額を基準とした補助金額算定方法に合理性が認められるのかについて疑問があると言わざるを得ない。 そこで、今後は、本件補助事業に係る交付要綱を定めたり、「よってかれ家」を利用して「富山市商店街等活性化事業補助金交付要綱」が定める対象事業が行われる場合に、その都度、同交付要綱に従った経費補助を行うなどし、補助金の交付基準、補助金額算定根拠等を明確することが必要であると考ええる。</p>
<p>(意見に対する考え方) 本年度から団体と協議し、令和3年度を目途に補助金の交付基準と補助金額算定根拠を明確にする予定。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 商業団体等への補助金 (1) (富山市商店街連盟に対する補助について)</p> <p>(内 容) (1) 富山市商店街連盟に対する補助について</p> <p>①補助の必要性、補助金額算定方法の合理性について 富山市商店街連盟の平成29年度収支決算書によれば、同年度は1,730,530円の繰越金(余剰金)が存在することが認められる。また、平成25年度から平成28年度までの同連盟の各年度収支決算書によると、期間中に増減はあるものの1,330,249円から11,950,515円の繰越金(余剰金)が発生していることが認められる。このように、同連盟の収支状況は安定しており、相当額の余剰金を有していることが認められることに鑑みれば、今後も定額での運営費補助を行う必要性が認められるのかについては慎重な検討を行うことが必要である。</p> <p>また、本件補助について交付要綱は定められておらず、補助対象事業及び補助対象経費が特定されずに団体の運営経費全般に対して定額の補助がなされている状況にあるが、かかる定額補助に合理性が認められるのかは疑問がある。</p> <p>したがって、今後は、上記補助の必要性や定額補助の合理性という観点を考慮し、補助金の減額や交付の一時停止なども含め検討がなされるべきである。</p> <p>②補助金による効果の測定方法、評価の方法について 富山市商店街連盟の平成29年度収支決算書によれば、「先進地視察研修会費」に1,030,161円(支出額全体の約35%)が支出されていることが認められる。この点、本件補助金は、「商店街の近代化、活性化を目的に活動する商工団体を育成する」ことを目的としたものであり、先進地の視察研修を行うという活動自体は、かかる補助の目的に反するものではないといえる。</p> <p>ただし、当該視察研修については、視察に市職員が同行したり、懇親会の場での歓談等を通じて市職員が視察状況について話を聞くということはあるものの、視察研修に関する報告書の提出、報告会の実施等の具体的な成果報告は行われていないとのことであった。</p> <p>このように現在の報告方法では、研修により得られた体験、情報等の成果の共有が十分に行われているものとはいえず、本件補助目的に対する効果の測定やフィードバックが十分になされているとはいえないため、この点については改善が必要であると考えます。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①について、本年度から団体と協議し、令和3年度を目途に補助対象経費を明確にする予定。</p> <p>②について、視察研修に関する詳細な報告書を提出させる等、効果の測定やフィードバックを適切に行うことで、補助金の有効な活用を図る。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 商業団体等への補助金 (2) (富山販売士協会に対する補助について)</p> <p>(内 容) (2) 富山販売士協会に対する補助について 本件補助についても、交付要綱は定められておらず、補助対象事業や対象経費等が特定されないまま、同協会の運営費全般に対しての定額補助が行われている状況にある。 しかし、このような方法による定額補助を漫然と継続することは、補助の必要性、補助金額の相当性等の判断を困難とし、また適切な補助効果の検証等を行えなくするおそれがあるため、今後は、交付要綱等により補助基準等を明確にすることが必要と考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方) 本年度から団体と協議し、令和3年度を目途に補助対象経費を明確にする予定。</p>	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容																																			
<p>(項 目) 富山市商工会議所・各商工会運営補助金</p> <p>(内 容) (2) 補助の必要性、補助金額の合理性について 商工会議所及び各商工会の平成 25 年度から平成 29 年度までの収支決算書をみると、以下のとおり各団体ともに、期間内での増減はあるものの相当額の繰越金(余剰金)が存在していることが認められる。 また、本件補助については、交付要綱が定められていないため、補助の対象事業、対象経費は特定されておらず、前述したように、一定時点の経費に対する割合で算定した金額を固定化し、定額補助がなされている状況にある。 このような事情に照らせば、本件の商工会議所及び各商工会に対して、その運営経費として、今後も定額での補助を継続することに必要性、合理性が認められるのかについては疑問があり、補助金額の減額や補助金交付の一時停止なども含めて慎重に検討を行う必要があるものと考えます。</p> <p><平成 25 年度から平成 29 年度までの繰越金(余剰金)額の推移(単位:円)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団 体 名</th> <th>H 2 5</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> <th>H 2 8</th> <th>H 2 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山商工会議所</td> <td>14,411,172</td> <td>14,310,322</td> <td>15,608,498</td> <td>16,076,809</td> <td>20,837,525</td> </tr> <tr> <td>富山市北商工会</td> <td>5,524,311</td> <td>5,383,970</td> <td>6,937,644</td> <td>6,545,396</td> <td>7,316,795</td> </tr> <tr> <td>富山市南商工会</td> <td>3,574,970</td> <td>2,802,219</td> <td>2,394,939</td> <td>4,764,134</td> <td>4,567,997</td> </tr> <tr> <td>八尾山田商工会</td> <td>7,564,133</td> <td>5,284,041</td> <td>5,123,259</td> <td>5,445,201</td> <td>6,250,195</td> </tr> </tbody> </table>						団 体 名	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	富山商工会議所	14,411,172	14,310,322	15,608,498	16,076,809	20,837,525	富山市北商工会	5,524,311	5,383,970	6,937,644	6,545,396	7,316,795	富山市南商工会	3,574,970	2,802,219	2,394,939	4,764,134	4,567,997	八尾山田商工会	7,564,133	5,284,041	5,123,259	5,445,201	6,250,195
団 体 名	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9																														
富山商工会議所	14,411,172	14,310,322	15,608,498	16,076,809	20,837,525																														
富山市北商工会	5,524,311	5,383,970	6,937,644	6,545,396	7,316,795																														
富山市南商工会	3,574,970	2,802,219	2,394,939	4,764,134	4,567,997																														
八尾山田商工会	7,564,133	5,284,041	5,123,259	5,445,201	6,250,195																														
<p>(意見に対する考え方) 本年度に補助対象経費等算定方法の見直しを行い、令和 2 年度から補助金額を見直す予定。</p>																																			

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 勤労者ソフトボール大会開催補助金</p> <p>(内 容) 補助の必要性、公平性について 富山市ソフトボール大会は、もともとは市が主催していたものの人的負担の大きさ等から富山市ソフトボール協会等へ開催を委ねたという経緯があったこと、同大会が、勤労者がスポーツを通じて健全な心身の育成と相互の親睦及び勤労の活力涵養を図るという目的で行われていることに照らせば、市が大会開催費の一定額を補助することにも一定程度の公益性、合理性は認められる。 ただし、本件補助が、特定のスポーツ大会の開催に対する支援であること、多様なスポーツが普及する中で参加チーム数も減少傾向にあること、同大会は各個人の健康増進に資するレクリエーション活動としての側面もあること、現在、参加者が負担する大会参加費は、1チーム当たりで10,000円と特段高額なものではないことなどの事情に鑑みれば、現在のように市が大会開催費用の約50%を補助することについて必要性、公平性が認められるのかについては慎重な検討が必要であると考えます。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本件補助については、令和4年度末で廃止とする予定。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 人材確保・労働環境整備対策支援事業補助金</p> <p>(内 容) 補助事業の効果測定及びフィードバック方法の適切性について 本件補助の目的は、「多様な人材の確保・育成」、「組織の活性化」にあるものとされている。この点、かかる補助目的に対する効果の測定について、現在は講習の内容、開催日時、受講者数等について、市が講習会主催者から実績報告を受ける程度で行われているようである。</p> <p>しかし、補助事業の効果を十分に測定するためには、各種講習会等の受講者数のみならず、受講者の属性（年齢、性別、勤続年数、職種等）、講習内容や開催の曜日・時間帯等が受講者のニーズに合致しているか、講習が受講者の業務にどのように役立っているか、受講者が特定の層に固定化していないかなどを把握して、「多様な人材の確保・育成や組織の活性化」に対してどのような効果をもたらしているかを、より具体的に検証する必要があるものと考えられる。</p> <p>そこで、今後は、補助金の有効な活用を図るためにも、受講者に対してアンケートを実施するなどの方法により、効果の検証を継続的に行い、事業の内容、実施方法等に反映させていくことが望ましいと考える。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>受講者へのアンケート調査の実施等、補助事業の効果測定及びフィードバックを適切に行うことで、補助金の有効な活用を図る。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 富山県労働者福祉事業協会補助金 (1) ~ (3)</p> <p>(内 容) 補助の必要性、補助金額の合理性について</p> <p>(1) 労働者福祉事業協会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの正味財産増減計算書(含む内訳書)並びに同日をもって終了する貸借対照表(含む内訳書)によれば、市からの補助金は、「公益目的事業会計」のうち「労働福祉事業」に3,406,000円、「富山県ライフサポートセンター事業」に400,000円の内訳で支出されている。</p> <p>この点、当年度の「労働福祉事業」の経常増減額(経常利益)は53,671,769円で、「富山県ライフサポートセンター事業」の経常増減額(経常損失)は△8,950,077円であり、「公益目的事業会計」の合計では、44,721,692円の黒字となっていることが認められる。さらに、労働福祉事業協会の「収益事業会計」では、会館事業、宴会事業、駐車場事業の3事業で合計10,429,523円の利益が生じており、また「法人会計」では、△8,075,730円の損失が生じている。</p> <p>以上の結果、労働者福祉事業協会の全体の経常利益は47,075,485円となり、いわゆる利益状況は良好といえる。</p> <p>(2) 労働者福祉事業協会の平成30年3月31日現在の正味財産の部の期末残高は、「公益目的事業会計」では68,415,628円、「収益会計事業」では521,347,607円、「法人会計」では67,685,827円であり、同協会としての合計は657,449,062円となっている。この点、正味財産の部には、523,600,000円の基金が存在するので、130,849,062円(657,449,062-523,600,000)の余剰が存在するものといえる。</p> <p>(3) このように、本件補助については、その公益性を否定するものではないが、労働福祉事業協会は、その利益状況が良好といえること、多額の余剰が存在することに照らし、今後も定額の補助を継続する必要性、合理性があるのかについては疑問があると言わざるを得ない。</p> <p>また、本件補助は、交付要綱が定められていないため、補助の対象事業及び対象経費が特定されておらず、補助金額の算定基準も不明確であるという事情も考慮すれば、今後、補助金の廃止、減額も含めた検討がなされるべきである。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①富山県労働者福祉事業協会補助金 令和2年度に補助対象経費を明確にし、令和3年度より補助金の見直しを行う。</p> <p>②富山県労働者福祉事業協会運営補助金 令和2年度から毎年度一定額を段階的に削減し、令和6年度末で廃止する予定。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 富山港港湾労働者福祉センター補助金</p> <p>(内 容) 補助の必要性、有効性等について 本件補助は、港湾労働者という特定の職業従事者の福利厚生を目的とする団体に対して、長期間にわたり、ほぼ定額での補助が行われてきたものである。そして、本件補助は、交付要綱が定められていないため、補助対象経費が特定されておらず、補助金額の算定基準も明確ではないため、実質的には当該団体が運営する「港湾労働者福祉センター」の運営費全般に対して定額補助がなされている状況にある。</p> <p>この点、前述したとおり、上記施設の利用者数及び食堂・売店による売上収入は、年々減少傾向にあり、当該施設の運営を支援することにより港湾労働者の余暇活動の推進と地域交流を図るといふ補助の目的自体に公益性の低下がうかがわれ、これに伴い補助の必要性、有効性も低下しているのではないかと考えられる。</p> <p>よって、当該団体に、施設運営の自立性を促すという観点からも、今後は交付要綱等により補助対象経費や算定基準等を明確化し、これまでと同様に施設運営費全般に対して定額での補助を継続することに必要性、有効性が認められるのかについて、慎重に検討を行うことが必要であると考えます。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本件補助については、令和2年度から段階的に減額し、令和4年度末で廃止とする予定。</p>

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
(項 目) 公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター運営補助金	
<p>(内 容) 補助の必要性、補助金額の相当性等について 本件補助については、前述したとおり、交付要綱が定められていないため補助の対象事業及び対象経費が特定されておらず、事実上、勤労者福祉サービスセンターの運営費のうち、職員の人件費を基準とした補助がなされている。</p> <p>しかし、そもそも特定の団体の人件費相当額に基づき補助金額を算定し、ほぼ定額での補助を継続することの必要性、合理性には疑問があり、また当該団体の自立促進の面からも相当ではないと考えられる。よって、今後は交付要綱等を定め、補助の対象事業及び対象経費を明らかにするとともに、補助の必要性、補助金額の相当性、補助の有効性等について慎重に検討を行うことが必要である。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>団体の自立性を高めるためにも、団体の財務状況等も勘案し、金額の妥当性について検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山八尾中核工業団地法面除草補助金</p> <p>(内 容) 本件補助の交付手続においては、補助事業完了後に、「事業実績書」と「収支決算書」を添付した補助金交付申請（交付規則第4条）がなされ、事業実績報告手続（交付規則第12条）が省略されるとともに、補助金交付決定（交付規則第5条）と補助金額確定（交付規則第13条）の手続が併合して行われている。</p> <p>この点、交付規則第19条は、「市長は、別に定めるところにより、この規則の規定による手続の一部を併合し、又は省略して補助金等を交付することができる。」と定めており、補助金交付決定手続と補助金額確定手続の併合については、本件交付要綱第6条に「規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。」と定められ、併合手続を認める趣旨を明確にしている。</p> <p>他方で、事業完了後の交付申請と事業実績報告手続の省略については、本件交付要綱第5条が「補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定に基づき、・・・補助金交付申請書に次に掲げる書類（①事業実績書、②収支決算書、③その他必要な書類）を添付して、・・・市長に提出するものとする。」と定められているのみである。</p> <p>この点、確かに、同要綱が定める添付書類の内容に鑑みれば、実績報告手続が補助金交付申請手続と同時に進行することを前提とした規定になっているものと理解することが一応は可能であると考えられる。</p> <p>ただし、そもそも事業完了後に交付申請を行うことは、補助金制度の例外的な取り扱いであること、実績報告手続を省略する場合は、あくまでも手続的な例外を認めるものとして交付要綱等で「別に定める」ものとされていること（交付規則第19条）に鑑みれば、本件のように事業完了後に交付申請を行うとともに、事業実績報告手続を省略する場合には、交付要綱等に基づき、これら例外的な手続を認める趣旨が明確にされていることが必要であると考えられる。</p> <p>この点、本件交付要綱においては、かかる例外的な手続を認める趣旨が必ずしも明確にされているとはいえず、今後、交付要綱等を整備し、かかる趣旨を明確にするよう検討することが望ましいものとする。また、本件と同様に事業完了後の交付申請や手続の合併、省略を認めている他の補助事業についても、その趣旨が交付要綱等により明確にされているかを検討し、必要な規定の整備等を進めることが必要であると考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>監査委員からの意見の趣旨は、事業完了後の交付申請と事業実績報告手続の省略については、補助金制度の例外的な取り扱いであることから、富山市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第19条の規定により、交付要綱等に基づき例外的な手続を認める趣旨が明確にされていることが必要であるとのことであった。</p> <p>この意見を受け、工業政策課では平成31年4月1日に富山八尾中核工業団地法面除草補助金交付要綱の規定に、実績報告の省略として、「規則第19条の規定により、規則第12条の実績報告の手続きを省略するものとする。」との規定を新たに追加することで対応を行った。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 日本競輪選手会富山支部の選手強化育成補助金</p> <p>(内 容) 本件補助は、地元選手の強化・育成を目的とし、選手に対する指導・訓練事業等を行う選手会富山支部の運営費補助として補助金を支出するものであるが、少なくとも、平成17年以降（平成16年以前の補助の有無、金額については資料がなく不明）、毎年1,300,000円ずつの定額補助が行われてきたものであり、これまで補助に対する見直しは行われていない。</p> <p>この点、選手会富山支部の平成23年度から平成29年度までの間の収入支出計算書によれば、平成23年度は「公益会計」における事業活動支出の増加により収支が赤字となっているものの、平成24年度以降は、毎年余剰金が生じており、平成29年度収入支出計算書による次期繰越金は3,874,192円となっている。</p> <p>また、同じく選手会富山支部の平成23年度から平成29年度までの収入支出計算書によれば、「公益会計」において「運営準備預金」への積立が行われており、同準備預金は、同期間において9,708,811円（平成24年3月31日現在）から12,019,566円（平成30年3月31日現在）に増加していることが認められる。なお、この「運営準備預金」については、平成23年度に事業活動収支が1,389,565円の赤字となった際に預金取崩が行われ補填に使用されたようであるが、その後は使用されたことはなく、明確に用途が定められているものではないと考えられる。</p> <p>このように、選手会富山支部については、例年余剰金が発生するとともに、多額の「運営準備預金」が存在すること、本件補助については交付要綱等が定められておらず補助金額の算定基準等も明確ではないことなどの事情に鑑みれば、今後も定額の補助を継続する必要性については疑問があり、補助金の減額、停止等も含め検討が行われるべきである。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>監査委員からの意見の趣旨は、当該補助金が平成17年以降から補助に対する見直しが行われていないこと、また選手会の運営に対しての補助となっていることから補助金の減額、停止等も含めた検討が必要ということであった。</p> <p>富山支部に所属する選手の活躍や知名度向上は、富山競輪の車券売上の増加に資するものであり、選手会富山支部が公益事業として行うプロスポーツ選手としての資質向上を図る事業への支援は必要なものと考えます。</p> <p>そのため、監査委員からの意見を踏まえ、これまでの運営補助という形態を事業補助に改善し、対象経費を選手会の歳出費目のうち「競技関係事業費」「選手訓練事業費」等、選手の強化育成に資する事業に限定することとします。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山の物産海外展示会出展支援事業補助金</p> <p>(内 容) 補助の必要性、公平性等について 本件補助は、物産振興会の会員企業による物産品を海外にアピールし、販売促進等を図るための海外展示会等を支援することにより、市の物産振興に寄与することを目的とするものであり、その公益性は認められる。 ただし、上記のとおり、平成25年度から平成29年度における各年度の出展事業費に対する補助金額の割合は約72～99%と事業費の大部分を占めているが、本件補助については、交付要綱等が定められておらず、補助の対象経費や補助金額算定基準が明確化されていないため、補助対象経費を特定しこれに対する一定割合で算出するなどの具体的な基準に基づき補助金額が算定されていないため、平成27年度のように、事業経費の99%以上という高い割合で補助金が交付されている例もある。この点、物産展への出展は、各企業が自社の商品をアピールし、販路を拡大し、その利益を図る事業であるという一面があるとともに、各出展企業にも相応の負担能力は認められるものと考えられる。 したがって、事業経費の大部分を市が補助金により負担することに必要性、公平性が認められるのかについては慎重な検討がなされるべきであり、今後は交付要綱を定めるなどし、補助の対象事業経費を特定し、その一定割合を補助するなどの具体的な補助金額算定基準を設けることも必要であると考えます。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本件については、補助金交付要綱等を作成し、対象経費を明確にしながら支援を行ってまいります。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山市デザイン協議会補助金</p> <p>(内 容) 補助の必要性について デザイン協議会の平成29年度収支決算書によれば1,608,230円の繰越金(余剰金)が認められる。また、デザイン協議会の平成25年度から平成29年度間の収支決算書をみると、年度ごとに繰越金の増減があり、上記平成29年度の繰越金額は平成25年度の繰越金額(2,391,021円)に比べ減少しているものと認められるが、上記のとおり現時点では補助金額を大きく上回る多額の余剰金が存在する。</p> <p>また、デザイン協議会の主要な事業である「デザインサロン富山」の運営について、平成25年度から平成29年度における、その運営費補助と施設使用料による収入と、同運営事業に要した事業経費の収支をみると、平均して年262,038円の黒字となっており、同会は「デザインサロン富山」運営事業において補助金額を上回る利益を得ているものといえる。</p> <p>このように、現在、デザイン協議会において多額の余剰金が存在すること、当該余剰金について近い将来に具体的な支出が見込まれるなどの事情が認められないこと、同会は、その主たる事業である「デザインサロン富山」の運営費として市から別に補助金の交付を受けており、同事業において相当額の利益を得ていることなどの事情に鑑みれば、運営費として年145,000円の定額補助を継続する必要性が認められるのかについては慎重な判断がなされるべきであり、今後、補助金の減額、停止を含めた検討がなされるべきと考える。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本件については、令和3年度からデザインサロン富山運営補助金と統合する予定としております。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山市物産振興会補助金</p> <p>(内 容) 補助の必要性について 物産振興会に対しては、本件補助金とは別に「市の商工物産の振興及び商工物産を取り扱う事業者の活性化」という同様の目的を有する海外物産展・出展事業に対し、年900,000円から3,900,000円の補助が行われている。</p> <p>また、物産振興会の平成29年度収支決算書によれば、1,557,442円の繰越金が発生しており、この繰越額は、前年度の繰越額1,263,225円から増加していることが認められる。また、物産振興会の平成25年度から平成28年度までの各年度の収支決算書をみると、期間中に増減はあるものの、年度ごとに1,263,225円から2,022,083円の範囲で繰越金が発生していることが認められる。このような収支状況に照らし物産振興会の運営は安定しているものと考えられる。</p> <p>このような事情を考慮すれば、団体の自立を促すという観点からも、上記海外物産展・出展事業という個別事業に対する補助とは別に、物産振興会の運営費に対して年80,000円程度の定額補助を継続する必要性が認められるのかについては疑問があり、今後、物産振興会の収支状況等も踏まえながら、補助金の減額、停止も含めた検討がなされるべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本件については、令和2年度から補助金額を段階的に減額し、令和4年度末に方針を再検討する予定としております。</p>	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 水橋薬業会補助金</p> <p>(内 容) 補助の必要性について 本件補助は、市の薬業振興に寄与する団体に対して、長年にわたり定額での運営費補助が行われてきたものである。また、本件補助は、交付要綱が定められていないため、補助対象事業及び対象経費が特定されておらず、補助金額の算定基準も明確ではないため、実質的には当該団体の運営費全般に対して定額補助がなされている状況にある。</p> <p>この点、水橋薬業会の平成 29 年度収支決算書によれば、703,262 円の繰越金(余剰金)が発生している。また、平成 27 年度、28 年度の収支決算書を見ても、27 年度は 548,351 円、28 年度は 584,530 円の繰越金が発生しており、繰越金は年々増加している。</p> <p>このように、水橋薬業会に対しては、これまで長年の定額補助が行われてきたこと、その収支は安定しており相当額の余剰金が存在することから、同会の自立を促すという点も考慮し、今後は交付要綱等により補助対象事業・対象経費や算定基準等を明確化するとともに、これまでと同様に会の運営費に対して定額での補助を継続することに必要性、有効性が認められるかについて検討を行うべきと考える。</p> <p>なお、水橋薬業会では、平成 30 年度に水橋の薬業史をまとめた書籍を発行する予定があるとのことであり、かかる臨時的な支出が具体的に見込まれる場合には、補助の必要性、補助金額の相当性等を検討する際に、一事情として考慮することも相当であると考えます。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本件については、令和 2 年度から補助金額を段階的に減額し、令和 4 年度末に方針を再検討する予定としております。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 公衆浴場設備資金利子補給金</p> <p>(内 容) 未償還元金の額の年利率2%相当額を限度としているため、申請があった3件全てで借入利率を上回り、実質的に利息の自己負担がないことになっている。 そのため、本来借入の必要のない公衆浴場事業者においても融資を受けることが考えられ、健全な自立経営の妨げになるおそれがある。補助額の算定においては、富山県の利子補給制度と同様に借入利子に対する定率補助を検討すべきである。 また一方で、近年の申請件数が3件前後に留まり、一部の事業者しか利用していないのが現状である。補助対象の借入対象先が株式会社日本政策金融公庫に限定されていることがその要因の一つと考えられるが、借入対象先を拡充するなど、利用件数の増加を図ることで、本補助金の公衆浴場の確保及び公衆衛生の向上という目的達成に繋げるべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>公衆浴場設備資金利子補給金については、実質的に利息の自己負担がない状態となっている利子補給金の算定方法の見直しを行うとともに、現在株式会社日本政策金融公庫に限定されている借入先の拡充についても検討してまいりたい。 また、富山県の利子補給制度を参考に定率補助を導入についても検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山県公衆浴場業生活衛生同業組合富山支部補助金</p> <p>(内 容) 補助金実績報告書には事業実績書及び収支決算書が添付されているものの、富山市からの補助金が振興事業に使われているのか事務委託費（事務員人件費）に使われているのか判然としない。数年前から、金額に変更がなく、定額で補助しているが、本補助金の使途を特定した上で、補助事業ごとの収支決算を作成するなど、補助金の効果測定が行えるよう検討すべきである。 事業計画報告書には活性化のための振興事業の実施について記載されており、様々な工夫がみられるため、本補助金とそれらの実施事業との関係を明瞭にし、その効果を明らかにすることが必要である。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>富山県公衆浴場業生活衛生同業組合富山支部補助金については、現在のところ補助対象経費を指定しておらず、詳細な収支決算書及び事業報告書の提出を求めているが、補助金の使途を明確にするため、対象となる経費を予め指定するとともに、事業ごとの経費の支出がわかる詳細な収支決算書、事業報告書の提出を求めることで、効果測定が行えるよう検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山県環境保健衛生連合会補助金</p> <p>(内 容) 補助金実績報告書には事業実績及び収支決算書が添付されているものの、富山市からの補助金が何に使われているのか判然としない。 上部団体である富山県環境保健衛生連合会からの補助金収入及び同団体に対する負担金が混在する収支決算書においては、本補助金の使途が尚更不透明となっている。 数年前から、金額に変更がなく、定額で補助しているが、本補助金の使途を特定した上で、補助事業ごとの収支決算を作成するなど、補助金の効果測定が行えるよう検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>富山市環境保健衛生連合会補助金については、現在のところ補助対象経費を指定しておらず、詳細な収支決算書、事業報告書の提出を求めているが、補助金の使途を明確にするため、対象となる経費を予め指定するとともに、事業ごとの経費の支出がわかる詳細な収支決算書、事業報告書の提出を求めることで、効果測定が行えるよう検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 公益財団法人富山市生活環境サービス事業運営費補助金</p> <p>(内 容) 財団には環境部、農林水産部から総額で141,160千円の補助交付がされているが、上記、財団の決算状況のとおり、財団の当期一般正味財産増減額は16,861千円、一般正味財産期末残高は375,492千円になっており、市からの補助金を減額しても事業運営に支障をきたすおそれは少ないと考えられる。 財団が市から委託を受けて行っている、し尿処理施設維持管理業務、し尿収集運搬事業や農集維持管理事業は、市が行う事業であり、高い公益性が認められる また、仮に市が財団に委託している業務を他の民間機関に委託した場合、その費用は現状の財団に対する補助金及び委託料よりも多額にかかるという試算結果がある。 しかし、それらのことを鑑みても、上記の通り、平成29年度当期一般正味財産増減額16,861千円、平成28年度当期一般正味財産増減額は41,642千円とあるように、今のような補助金支給が続けば、財団の内部留保が不必要に増大することになりかねない。 近年の財団の財務決算状況を考慮した上で、補助金支給額の算定方法について見直しを検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>現在、公衆衛生事業全般に関連する財団総務課の person 費については、正規及び非正規職員を問わず補助金の算定対象としているが、財団運営に支障をもたらさない限りにおいて、将来的には非正規職員の person 費を補助金の算定対象外とすることを検討していきたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 公益財団法人富山市生活環境サービス事業運営費補助金</p> <p>(内 容) 財団には環境部、農林水産部から総額で141,160千円の補助交付がされているが、上記、財団の決算状況のとおり、財団の当期一般正味財産増減額は16,861千円、一般正味財産期末残高は375,492千円になっており、市からの補助金を減額しても事業運営に支障をきたすおそれは少ないと考えられる。 財団が市から委託を受けて行っている、し尿処理施設維持管理業務、し尿収集運搬事業や農集維持管理事業は、市が行う事業であり、高い公益性が認められる また、仮に市が財団に委託している業務を他の民間機関に委託した場合、その費用は現状の財団に対する補助金及び委託料よりも多額にかかるという試算結果がある。 しかし、それらのことを鑑みても、上記の通り、平成29年度当期一般正味財産増減額16,861千円、平成28年度当期一般正味財産増減額は41,642千円とあるように、今のような補助金支給が続けば、財団の内部留保が不必要に増大することになりかねない。 近年の財団の財務決算状況を考慮した上で、補助金支給額の算定方法について見直しを検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>現在、公衆衛生事業全般に関連する財団総務課の人件費については、正規及び非正規職員を問わず補助金の算定対象としているが、財団運営に支障をもたらさない限りにおいて、将来的には非正規職員の人件費を補助金の算定対象外とすることを検討していきたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 生産組合転作事業補助金(1)</p> <p>(内 容)</p> <p>(1) 地域農産物生産支援事業実施要領第32条では、事業実施主体は「生産組合」となっており、「生産組合の米の生産数量の配分等に係る経費について、市、農業協同組合、生産組合が各々3分の1ずつ負担するもの」と規定されている。しかしながら、補助金の申請は、各地域の農業協同組合が事業者として行っている。各地域の農業協同組合が窓口となること自体は問題がないとしても、補助事業の事業計画書及び収支決算書には、市からの補助金1/3と農業協同組合の負担金2/3が収入として計上され、また、支出には生産組合転作事業費として収入額と同額が計上されているにもかかわらず、市からの聞き取りでは、市からの補助金を農業協同組合が受け取ったのち、当該補助金を各生産組合に配分しているのみで、農業協同組合の負担金は実際には各生産組合へ支払っていないとのことである。また、各農業協同組合は当該事業に要した費用を個別に把握しておらず、実際に事業に要した費用は不明であるとのことである。従って、実績報告書は事実に基づいておらず、事実に基づいた実績報告書を作成すべきである。また、各生産組合に支払った事実を示す書類の添付がないが、本来の事業実施主体は各生産組合であり、各生産組合が実際に受け取った事実を示す書類を実績報告書に添付するよう求めるべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>平成31年4月に地域農産物生産支援事業実施要領を変更し、事業実施主体を農業協同組合とすることや、「生産組合の米の生産数量の配分等に係る経費について、市、農業協同組合、生産組合が各々3分の1ずつ負担するもの」の規定をなくし、補助金の助成額を算定式により算出する定額制にするなどの要領改正を行い、改善を図った。</p>	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 生産組合転作事業補助金 (2)</p> <p>(内 容)</p> <p>(2) 補助金額を生産組合数で単純に割ると、一組合当たり9,538円となる(実施要領上で農業協同組合が負担すべきとなっている負担金は、実際には各生産組合に入金されていない)。</p> <p>補助金額の水準から考えると、当該補助金が無いと農地の効率的な利用に支障が生じるとは考えられない。</p> <p>また、補助金が一定の算定式のもとに決定されていることについて、交付先が多く、また、事業にかかった経費を実額で補助申請することが煩雑であるため合理性がある方法とも考えられるが、言い方を変えると、実額計算をした場合の手間に見合うほどの必要性がない結果とも考えられる。</p> <p>仮に必要性があるのならば、実際にかかった費用を基に補助金を申請すべきである。</p> <p>補助金が、市民からの税金を源泉として交付されていることに鑑みれば、支出にあたってはその必要性を十分に検討すべきである。補助金の必要性が低い事業への補助は廃止すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>米の生産目標の周知や担い手への農地集積の調整などに対し、生産組合が果たす役割が大きいことから、補助の必要性があると考えており、要領改正により事業名称及び内容を見直した。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 沿岸漁業構造改善事業補助金 (1)</p> <p>(内 容)</p> <p>(1) 平成29年度の補助対象事業は7件である。このうち6件の補助対象事業の事業計画書には、その「目的及び効果」について「漁網収容作業の効率化を図るため、漁業用機械を導入するもの」と記載されている(うち1件については、「漁網収容作業」が「定置網作業」となっている)。また、導入後の実績報告書における「目的及び効果」の記載は「〇〇(実際に購入した機械の名称)を導入することにより、漁業の効率化を図った。」と同じような文章となっている。いずれも1行程のシンプルな記述であり、しかも前回の文書を複写して作成されたと思われる。</p> <p>補助金の財源が市民からの税金であることに鑑みれば、補助金の申請には慎重さが求められるべきものであり、計画書及び実績報告書の「目的及び効果」には事業内容が分かるように、より具体的な記述をすべきである。</p> <p>また、補助金の交付にあたっては、本来その効果の測定が必要であり、市としてもその効果を十分に検討できるだけの内容を事業計画書等へ記載するよう求めるべきである。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>補助金交付申請時の事業計画書及び補助金実績報告時の事業実績書の「目的及び効果」には、より具体的な記述を求め、事業内容や、その効果が分かりやすくなるよう指導していく。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 沿岸漁業構造改善事業補助金 (2)</p> <p>(内 容)</p> <p>(2) 補助対象事業のうち「とやま市漁協水橋支所取水口配管工事」の事業計画書上の「目的及び効果」には「水深20mの海水取組口を改善することで、鮮魚洗う濁りの少ない海水の供給を安定させ、ホタルイカ等の更なる販路拡大に向け、経営の安定を図るもの。」と記載されている。また、実績報告書における「目的及び効果」には「海水取水口を改善することにより、濁りの少ない海水の供給を安定させ、作業の効率化を図った。」と記載されている。</p> <p>当該補助金も沿岸漁業振興事業に基づく補助金となっているが、規定上その補助対象は「漁船漁具を近代化する場合」であり、補助率等を定める別表の規定も(1)で新造の漁船を、(2)で既存の漁船を対象としているようにも読み取れる。</p> <p>補助対象となった事業については、沿岸漁業振興という補助の趣旨に合致すると考えられるが、要綱上は補助対象事業となるかが明確ではない。</p> <p>今後も同様な事業を補助対象とするのであるならば、要綱上補助対象であることが明確になるよう規定を変更する必要があると考える。(漁業経営構造改善事業の中に「水産物荷さばき施設の整備」があるが、国・県の補助対象事業に限定されており、当補助事業についてはその適用の範囲外である)</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>補助交付要綱の沿岸漁業振興事業の内容を「漁船漁具等を近代化し、作業の省力化や経営の安定化を図る事業をいう。または、共同利用施設において施設及び機械の整備等を行う事業をいう。」に改正し、補助対象施設が明確となるよう改善を図った。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 農業団体経営安定対策事業補助金</p> <p>(内 容)</p> <p>当補助金は、当法人が一般社団法人へ移行したことに伴い固定資産税等の減免が受けられなくなったため、当法人の施設の貸与を受けている法人に公益性があることを理由として、当該法人が貸与を受けている施設の床面積を計算の基礎として、その固定資産税等相当額を補助金として、当法人に交付するものである。</p> <p>補助対象である施設の貸与事業は、前述の通り公益目的支出計画上の「実施事業等」とはなっていない。</p> <p>「実施事業等」でないことのみをもって公益性がないと断じるものではないが、施設の貸与事業は一般に収益事業とされ課税の対象にもなっている。</p> <p>また、当法人の賃料は各階ごとに定められており、賃借する法人によって差異は設けられておらず、賃借人に公益性があるか否かは考慮されていない。</p> <p>これらのことから、当法人の施設の貸与事業そのものを公益性が高い事業と判断することはできないものとする。</p> <p>また、賃料に賃借人ごとの差異がないことから、補助金交付の効果は公益性のある法人に及んでいないか、もしくは公益性と関係のない法人へも及んでしまっていることになり、さらに言えば補助金交付の効果当法人のみが享受している可能性も否定できない。そもそも、補助金の交付が当該建物を賃借している公益性のある法人に対する支援を目的としているのならば、当該法人について、公益性があるのか否か、また公益性があっても支援の必要性があるのか否かを検討し、その検討過程を明らかにしておく必要がある。</p> <p>もし、検討の結果、賃借している法人に対して援助が必要であると判断されるのであれば、当該法人に対して家賃補助を行うべきである。</p> <p>当補助金の交付は実質的には固定資産税等の減免と同じである。「固定資産税及び都市計画税に係る減免取扱要綱」の減免規定では「市長が特に必要と認める」場合に減免ができるものとなっており、所有者の事業等に公益性があることのみをもって当然に減免されるものとはなっていない。ましてや施設の賃借人に公益性があることをもって施設の所有者の固定資産税等を実質的に減免することは適当ではなく、当法人に対して固定資産税等相当額を補助金として交付することは妥当性に欠けると考える。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>市では、一般社団法人農協会館の事業等に公益性があると判断し補助金を交付していたが、補助金の効果を検証し、支援の必要性を検討した結果、補助を令和2年度から段階的に削減し、5年後に廃止する。</p>	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山市海外留学奨励事業補助金</p> <p>(内 容)</p> <p><意見> 補助の交付基準（補助の目的に適い有効性を高めるための基準）について</p> <p>本件補助は、前述したとおり「海外の高等学校での留学や語学研修を行う者の負担軽減を図るとともに優れた国際的感覚を持つ人材を育成する」ことを目的としたものである（交付要綱第 2 条参照）。</p> <p>また、平成 24 年度から平成 29 年度の間における同事業の利用状況を見ると、平成 26 年度を除き、申請者数が募集人数を超えており、補助金交付を申請したものの、選考の結果、補助金を受けることができなかった者が存在する。</p> <p>この点、留学等を行う者の経済的負担を軽減し、海外留学を奨励するという本件補助制度の目的に照らせば、補助金交付の条件として申請者及びその保護者等の収入要件を設けるなどし、より経済的援助を必要とする者が補助金の交付を受けやすくする制度とすることが、補助金の交付目的に適い、補助制度の有効性を高めるのではないかと考えられ、この点につき制度の検討を行うことが望ましいものとする。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>令和元年度採用から採用選考基準に所得要件を新たに設け、より経済的援助を必要とする者が補助金の交付を受けやすくする制度とした。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山市地域づくりふれあい総合事業補助金</p> <p>(内 容)</p> <p><意見>補助金額算定方法について 本件補助は、人口に比例して一律に補助金額を算定するという方法により交付されているところ、多数の申請者に対して、公平かつ迅速に補助金額を算定する必要があるとの観点からは、このような算定方法にも一定の合理性は認められる。 ただし、他方で、各推進協議会から提出された実績報告書、収支決算書等を見る限り、推進協議会ごとの人口に比例して、その活動の規模・内容が大規模にあるいは活発になっているとか、活動に要する事業経費が多額になっているという関係性は認められない。 この点、本件補助の「豊かな地域づくりの振興を図る」という目的に照らし、各推進協議会の事業活動を奨励するという趣旨に鑑みれば、本来は推進協議会ごとの活動内容やこれに要する事業経費等に応じて補助金額を決定することが望ましいものと考えられる。 そこで、今後は、人口に比例した補助金額の算定を基本的な枠組みとしつつも、地域活動の実績やこれに伴う必要な事業経費等の事情も確認・評価し、これを考慮した相当な補助金額の決定を行う仕組みも検討されるべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>現在、事業経費にかかわらず、地域の人口規模に応じて補助金額を決定しているが、これを見直し、令和4年度からは、補助率を事業経費の2/3とし、人口規模に応じて上限を設定することとする。 令和2年度及び令和3年度は、団体への説明および周知期間に充てる。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 富山市土地区画整理組合事業補助金</p> <p>(内 容)</p> <p>富山市土地区画整理組合事業補助金は、市街化区域内で行われる「土地区画整理法第3条第2項に規定する土地区画整理組合または農住組合法第68条の認可を受けた農住組合が施行する土地区画整理事業」を促進するための補助金であり、組合が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものである。</p> <p>以前は、当事業に対する国庫補助金を財源の一部としていたが、平成28年度（平成29年度へ繰越）は国庫補助金が予算措置されなかったため、全額市の負担となっている。</p> <p>なお、当補助金により整備された道路、公園、河川水路は事業終了後に市へ移管されることとなる。</p> <p>平成29年度の補助金の支出額は103,889千円であるが、補助対象となった事業は富山市富山空港北土地区画整理事業の1件である。当該事業は平成18年度に認可されたものであり、このほかに現在継続している土地区画整理事業は富山市打出土地区画整理事業、富山駅周辺地区土地区画整理事業、富山市下飯野土地区画整理事業である。このうち、富山駅周辺地区土地区画整理事業は市が事業主体となっており、そのほかは土地区画整理組合が事業主体となっている。</p> <p>市は、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの推進を大きな政策としている。その実現のため、公共交通の沿線において、住宅及び居住環境の質的向上を促進するための指針を設け、快適で多様な住宅の供給を促進するための措置として当該地区での定住人口の増加を図るための補助金を設けている。補助対象地域は、鉄軌道の駅から半径500m以内の範囲若しくは運行頻度の高いバス路線のバス停から半径300m以内の地域等（以下、公共交通沿線居住推進地区）となっている。</p> <p>他方、富山市土地区画整理組合事業補助金は、市街化区域内の土地区画整理事業の促進を目的として交付される補助金であり、その対象は、公共交通沿線居住推進地区よりも広い地域となっている。</p> <p>そのため、コンパクトなまちづくりの推進という政策目標の対象地域と異なる地域での土地区画整理事業が当補助金の対象となり、当該地域での事業が促進されてしまうおそれがある。</p> <p>土地区画整理事業については、都市計画事業として行われる事業とそれ以外の事業がある。</p> <p>都市計画事業として行われる事業は、事業計画について市の都市計画審議会の審議を経て市長に認可を受ける必要がある。そのため、市としての都市整備の方向性と合致しない場合は認可が受けられないことも考えられるが、都市計画事業以外での土地区画整理事業については、法律上の要件を満たせば事業認可され当該事業に対して富山市土地区画整理組合事業補助金が交付されることとなる。</p> <p>事業者には事業者ごとの様々な利害があるため、土地区画整理事業自体を否定することはできないが、少なくとも市としてそれを促進するような補助のあり方は、補助金制度間の整合性に欠けるものとする。</p> <p>補助金は、あくまで予算の範囲内で交付されるため予算付けをしなければ問題ないという考え方もあるが、すべての土地区画整理事業への補助ができなくなってしまう。</p> <p>また、制度があれば、その要件に合致する事業者は当然補助金の交付を期待するにもかかわらず、裁量により補助金が受けられないというのは透明性に欠けることから、要綱自体の見直しをすべきである。</p>

(意見に対する考え方)

当該補助金については、コンパクトなまちづくりの推進という本市の政策目標に合致させるため、平成31年4月1日付けで補助要綱の改定を行い、補助対象区域の見直しを行った。

改善前
市街化区域内

改善後
「富山市立地適正化計画」で設定した居住誘導区域内
※鉄軌道駅から半径500m以内の範囲
若しくは運行頻度の高いバス路線のバス停から半径300m以内の範囲

今回改定した補助要綱に基づき、土地区画整理事業においても公共交通沿線居住の推進に関する施策と連動し、コンパクトなまちづくりを推進してまいりたい。

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 箇所付け補助金 (通称) (1) ~ (4)</p> <p>(内 容)</p> <p>(1) 当補助金について交付要綱の作成はされていない。補助対象は前述のように広範にわたる上、補助率も90%以上のものから1%程度のものまでさまざまである。</p> <p>補助金額の決定基準を市に確認したところ、500万円を上限にイベント内容や公益性等を総合的に判断して金額を決定しているが、明確な基準はないとのことである。とすると、その場合の判断はその時の担当者により異なる可能性があり、イベント間の公平性も保たれないおそれがある。</p> <p>また、判断の過程は書面で残されておらず、何よりも市民に対して説明責任を果たしうる状況になっていない。補助金額の決定基準を明確にした交付要綱を定める必要がある。</p> <p>(2) とやま子守唄フェスタ2018の収支予算では、収入は市からの補助金450千円と主催者負担金2,551千円の合わせて3,001千円であり、同額が事業費支出となっている。</p> <p>これに対して収支実績における事業費支出1,999千円であり予算よりも1,002千円少なくなっている。</p> <p>この額は、市の補助金額450千円よりも多く、補助金がなくてもイベントの開催は可能であったと考えられる。</p> <p>イベント自体に公益性があっても、それのみをもって当然に補助金が交付されるものではない。予算の執行にあたっては、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」のであって、事業者において自主的に事業の実施が可能な場合にまでも補助金を交付することは、この原則に反することとなる。</p> <p>事業内容を精査して、補助金交付の可否を改めて検討すべきである。</p> <p>(3) 富山市民音楽フェスティバルにおいて、当初予算になかった「費用弁償 (練習会場費、楽器弦・リードなどの消耗費、楽譜の費用)」として、出演した社会人1人当たり1,000円、学生1人当たり500円支給されている。</p> <p>これは、入場料収入が予算よりも170千円多くなった一方で、支出が通信運搬費で111千円、企画制作費で53千円少なかったことから資金に余剰が生じたため、これを参加者に支給したものであり、総額390千円の支出となっている。</p> <p>出演者に対して、金銭を支給 (出演料や交通費等の支給) すること自体には様々な考え方があってもいいが、少なくとも予算段階で支給が見込まれていなかったにもかかわらず、資金が余ったから参加者に支給するというのは妥当性に欠くと考える。</p> <p>補助の対象となる事業の実施により公益が増加する場合であっても、市の予算の執行にあたっては「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」のであって、事業計画の承認時に見込まれた補助金はあくまで交付の予定額であって、事業計画で実現を目指した公益が計画よりも少ないコストで実現できたのであれば、補助金も当該コストを基に再計算されるべきである。</p>

承認された計画上の補助金はあくまで予定額であり、確約された権利ではない。

また補助事業は、事業者が自主的に行う事業であることから自主財源により賄われるのが原則であり、これに不足が生じる場合にこれを補うために交付されるのが補助金である。

従って、補助事業の事業費に対して「補助金が優先的に充てられるべき」というものではない。本来的には余剰となった補助金は市に返還すべきであり、若しくは、許容される場合には翌期の事業に充てるべきである。

当イベントについては19年ぶりの開催ということであり、予算の見通しが難しかったこともあると考えられるが、経費の使途については事業者に対して十分に指導する必要がある。

(4)「富山薪能」は予算書と決算書がすべて同額で、かつ万円単位で計上されており千円以下の端数のないものとなっている。

厳格な予算設定とそれに基づいた執行の結果である可能性もあるため決算内容に必ずしも問題があるわけではない。

しかしながら、当補助金に限ったことではないが、補助金全般について収支決算書の提出を受けるのみでその内容が適正であるかの実地確認は行っていない

(建設工事を対象とする補助金等一部を除く)。

補助金の適切な執行を担保するためには決算内容の適正性を検証するため実地確認を行うべきであり、毎年すべての補助事業者を対象に実地確認をすることが現実的でなければ、補助金の交付にあたって実地確認があり得ることをアナウンスしたうえで、試查的に実施する等一定の方法で実施することが考えられる。

(意見に対する考え方)

箇所付け補助金は、前年度中に事業実施主体からの要望を受け、過去の実績等も踏まえ予算化するものであり、事業により目的、内容、規模等が異なることから、一律の交付要綱は定めていない。

具体の事業に関するご意見に関して「とやま子守唄フェスタ2018」への補助金については、補助金以外の収入の減少により総事業費を抑えて実施されたものである。補助金の要否については、再度検討したうえで、交付決定額を変更しないこととしたが、適正な補助金額の交付決定のため、事業計画の策定にあたっては、確実な収入を見込むよう指導しているところである。

「富山市民音楽フェスティバル」への補助金については、収支予算の軽微な変更は許容されるものと考えているが、支出が見込まれる項目については、交付申請の段階で事前に収支予算に明示するよう指導しているところである。

また、箇所付け補助金の決算内容の適正性を検証するにあたっては、富山市補助金等交付規則に定めのある実績報告書等により実績報告を受け、審査を行っているが、今後は必要に応じて実地確認等を行い、補助金の適切な執行に努めることとしている。

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 各地域文化協会補助金 (通称)</p> <p>(内 容) 収支予算書の支出内容は、婦中においては約1,000千円のうち主催している芸能文化協会発表会の事業費がその多くを占めている、八尾では約635千円のうち50%以上の360千円が風韻 (広報誌) の発行費用に充てられており、文化祭については別途組織される実行委員会へ委託事業補助金として120千円が支出されている。細入については、約263千円の支出のうち、芸術芸能祭等の費用として143千円、地域伝承芸能活動育成費として100千円が支出されている。</p> <p>八尾の広報誌の内容は協会会務の報告、俳句や短歌の掲載、イベントのお知らせ・報告等であり、地域の公共施設等に配布され希望者が自由に持ち帰ることができることである。</p> <p>細入の地域伝承芸能活動育成費は「細入の各地域における伝統芸能「獅子舞」の活動に必要な衣装、楽器等を更新するための費用に充てるため」として支出されているが、最終的にどのような用途で費消されているのかは、市として把握していない。</p> <p>また、細入の芸術芸能祭等の費用143千円のうち、その会員である5団体に対して芸術芸能祭の運営諸費 (設営から撤収) として14,600円ずつ総額73,000円が、活動育成費として5,400円ずつ27,000円が支給されている (1団体20千円ずつ合計100千円)。なお、会費として各団体から徴収しているのは10千円ずつ計50千円である。</p> <p>このように、補助金の用途は様々であり、交付先団体の裁量に任されている。しかしながら補助金交付団体からその構成員である地域の文化活動団体等に活動費として支給されている場合には、実質的にそれら文化活動団体等へ市が補助しているのと同じである。</p> <p>本来、その場合はこれら文化活動団体等へ補助する必要があること (補助の効果が広く市民に浸透し、特定のものの利益にとどまらないこと) を検討する必要がある。</p> <p>また、広報誌についても、広く公共の利益に資するものであるか否か検討することが必要である。</p> <p>いずれにしても、当補助金に関する交付要綱はなく、補助金の交付により実現を目指す公益も不明確である。交付要綱を整備した上で、補助金の用途を明確にしてその効果が広く市民に及ぶものとする必要がある。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>婦中芸能文化協会、八尾町文化協会、細入芸術芸能振興協会では、市町村合併以前から各町村からの補助金を活用して独自の取組を行ってきており、補助金の用途等を統一することは困難であると考えている。</p> <p>なお、細入芸術芸能振興協会は、令和元年度以降は事業規模を縮小することで自己資金のみにより運営し、市への補助金申請は行わないこととなった。</p> <p>各団体が、その地域特性に合わせ、文化の裾野を広げる取組を継続してきたことは、地域における文化振興や地域独自の伝統行事の継承の観点から、有意義なものと考えており、引き続き各地域の特色ある取組を支援してまいりたい。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容		H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	H25年度
(項目) 桐朋学園音楽部門富山キャンパス補助金						
(内容)						
市は、当大学院大学及びオーケストラ・アカデミーの事業費358百万円のうち、210百万円を補助金として拠出している(平成29年度実績)。						
他方、当大学院大学及びオーケストラ・アカデミーは市が掲げる「芸術と文化のまちづくり」という理想に応えるため、市内で積極的な音楽活動を行っている。ここ5年間の市民を対象とした音楽活動は下記の通りである。						
上段は実施回数、下段は参加人数						
大学院大学	教員コンサート、学生リサイタル、公開授業	47	52	51	54	54
		2,259	1,353	1,918	1,966	2,070
オーケストラ・アカデミー	定期演奏会	2	2	2	2	2
		2,269	2,058	2,404	2,393	2,239
	特別演奏会	2	2	2	2	2
		2,588	2,491	2,643	2,602	2,898
	大学院合同演奏会	1	1	1	1	1
		728	873	843	789	782
	大学院合同実習公開授業	2	2	2	2	2
		401	351	371	348	300
	音楽鑑賞教室(小学校、中学校他)	12	14	13	14	14
		2,700	3,135	2,917	3,142	3,142
	福祉施設	3	3	3	3	3
		310	335	323	323	323
	ウィークエンドコンサート	2	2	2	2	2
		101	310	206	206	206
	学生リサイタルシリーズ	15	12	17	13	12
		477	170	364	312	279
友の会会員限定プレミアムコンサート	1	1	1	1	1	
	458	640	618	619	716	
中学生無料演奏クリニック	1	1	1	1	1	
	115	162	130	155	143	
合計		90	92	95	95	94
		12,406	11,878	12,531	12,652	12,892

※音楽鑑賞教室（小学校、中学校他）及び福祉施設並びにウィークエンドコンサートは、平成25、26、27年度について、鑑賞した実績人数が不明のため、平成28、29年度の平均値を実績値とした。

※学生リサイタルシリーズの平成25年度実績が不明なため、他の年度の平均値を実績値とした。

※このほか、市役所・市民ホールでの演奏会などを年6回程度開催しているが、人数が不明のため上記表には算入していない。

以上から、5年間平均で年間12,471人の市民が音楽に触れ合う機会を得たことになる。

これに対して年間2億円超の補助金が交付されており、平均すると音楽に触れ合った市民一人当たり16,037円の税金が投下されたことになる。

当補助金の効果は「芸術文化のまちづくりの推進」であるが、小中学生をはじめとした市民が生演奏に触れる機会が増えることは、「芸術と文化のまち」の素地の形成に大きな役割を果たすものと考えられる。

また、富山市が全国的に「芸術と文化のまち」として認知されることにより他の音楽家の音楽公演の機会が増えるなど、副次的な効果も生じているものと考えられる。

前述の音楽に触れ合った市民一人当たりの税金の投下額については様々な意見があるかと思われるが、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の費用で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という原則に照らせば、公益の実現にあたっての有効性がより高まることが期待される。

1年間の活動実績を見ると年間を通じて演奏会等が催されており、当大学院大学及びオーケストラ・アカデミーは、市の「芸術文化のまちづくり」に積極的に協力しているものと思われる。

しかしながら、学園内で行われるリサイタルや音楽ホールでのコンサートに訪れる市民はもともと音楽に関心がある人が多いものと考えられる。

学生の学業に支障が生じてはいけませんが、より多くの市民が補助金の効果を享受できるよう公共機関や商業施設での演奏を増やす等、市としてより一層の創意と当大学院大学及びオーケストラ・アカデミーへの協力の働きかけを期待する。

（意見に対する考え方）

桐朋学園では、その活動の場をキャンパス内にとどまることなく地域に広げ、オーバード・ホール等において日頃の教育・研究活動を発表する定期演奏会や特別演奏会を行っているほか、保育所等に出向いて地域出向演奏会を行い、世代を問わず市民が気軽に良質な音楽に触れる機会を提供している。

「定期演奏会」等については、平成30年度は9回開催され、延べ8,757人が来場しており、1回あたりの来場者数も1,500人を超えるなど、多くの方にご鑑賞いただいている。

また「桐朋オーケストラ・アカデミー友の会」の会員も1,800人を超え、年々増加していることから、クラシック音楽が本市に根付いてきているものと考えている。

加えて「地域出向演奏会」については、これまでの開催場所にとらわれず、より幅広い市民が参加できるよう、まちなかの集客施設等でも実施していくよう働きかけを行っているところである。

さらには、本市が進める「ガラスのまちづくり」施策と「音楽」の異なる分野を融合させ、桐朋学園富山キャンパスと富山ガラス工場の連携により、ガラス製の楽器を制作し、まちなかでの演奏会等を通じ、より多くの市民が芸術文化に関心を持つことができるよう取組を進めているところであり、今後も一層の創意工夫に努めたい。

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山市職員自主研修助成金</p> <p>(内 容) ＜意見＞補助事業の効果測定及びフィードバックの適切性について 本件助成は、市の業務と関連した自主研修に助成するものであり、当該職員の職務能力の向上を図ることにより、市の業務の質向上につながることを期待されるなど、助成の公益性は認められる。ただし、他方で、本件助成は、特定の個人に対する資格取得、キャリア獲得等の利益に資するものであるという一面も認められる。 そこで、本件助成事業の効果測定のために、職員の研修後の履歴（所属部署、退職の有無・時期等）を市が組織的に把握することも検討されるべきである。 また、研修後に一定の年数を経過する以前に市職員を退職する場合には、事情に応じて助成金の一部又は全部の返還を義務づける、助成制度を貸与制に変更し、貸与後に一定期間在職することを条件として返還を免除するなど、自主研修等による成果が市の業務に還元されることを担保するための制度作りの検討も必要ではないかと考える。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>自主研修完了後の効果測定方法及び、研修後、一定年数経過前に市職員を退職する場合の補助金の返還の取り扱いを整備し、富山市職員自主研修助成要綱を改正する予定である。（令和2年4月から施行予定）</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 運河のまちを愛する会補助金</p> <p>(内 容) 当補助金の対象事業である「運河の絵画コンクール」は、「運河が地域住民、市民、県民に親しまれ、次世代の子供たちに関心を高めてもらう」ことを目的に実施されるコンクールであり、運河まつりの当日に優秀作品が表彰される。</p> <p>また、「運河まつり」は、当会が主催し、市と富山県が後援、地区の自治振興会が協賛して富岩運河環水公園から富岩運河中島閘門を会場として開催されるイベントであり、当会主催事業のうち最も参加者が多い事業である。当事業には、にぎわいの創出による地域振興という面において公益性があるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、当事業の実施にあたって必要となる収入はほぼ市と富山県からの補助金で賄われている。</p> <p>当会の目的は、「富岩運河（岩瀬、住友運河を含む。）の利活用を図り、運河のにぎわいを創出し、運河を軸としたまちづくりを進めること」である。当会は、その活動によりこの目的が達成されていく中で地域の振興に大きく貢献してきたものと考えられる。</p> <p>しかしながら、当補助の開始から14年が経過した時点で、補助対象事業は自立した活動とはなっていない。</p> <p>当補助金は、当会の事業目的に公益性がありその実現により地域振興が期待されるが設立当初はその活動のための財政的基盤が整わないため、これを補助したものと考えられる。</p> <p>しかしながら、当会の活動によって「運河を軸としたまちづくり」という趣旨に対して地域住民等の理解が深まりその必要性への意識の高まりが醸成されて行けば、自立した活動へと移行していくことが可能であると考えられる。</p> <p>もし、そもそも自立した活動の実現は出来ないということであれば、当補助事業の必要性に対する地域住民等の意識は高いものではないと考えられる。</p> <p>補助金への依存が長期にわたって継続しそれが常態化してしまうことは、地域住民等の当事者意識の形成を阻害し、継続可能な自立的活動の実現への妨げとなってしまうおそれがある。限られた財源の中で、補助金が今後とも継続するという保証はなく、補助金がなくなることにより地域振興に支障が生じ地域が衰退するということが無いよう、補助金の終期を明らかにし、地域住民の支えによる自立した活動に移行して行く必要がある。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>運河のまちを愛する会が実施する当補助金の対象事業である「運河の絵画コンクール」および「運河まつり」については、地区の自治振興会を中心に開催され、富岩運河周辺地域の賑わい創出という面で公益性が高いものと考えている。</p> <p>しかし、その事業の実施にあたっては、ご意見どおり、富山市および富山県の補助金で大部分を賄っているのが現状である。</p> <p>当会は、設立当初より自立した活動を目指し、個人会員および団体会員から会費を徴収しており、その大部分を補助対象事業以外の美化活動等に充当している。その一方、当補助金の対象事業においては、補助金に頼らざるを得ない状況であるが、その事業規模から鑑みて、当補助金は必要であると考えます。</p> <p>ただし、金額については、精査の余地があるとし、今回の包括外部監査結果を受けて、事務局と補助金について協議を重ね、当会が実施する事業全体を精査し、「運河の絵画コンクール」および「運河まつり」を対象とした当補助金については、次年度分について減額とすることとした。</p> <p>今後については、今回の補助金減額を契機に、当会には補助金が永続的なものでないことを認識いただき、自立した活動に移行できるよう活動を実施していただくものとする。</p> <p>また、建設政策課としては、当補助金について適宜、事業規模や内容を精査しながら、補助金額が常態化することがないよう、また、地域の賑わいが衰退しないよう当会を指導していく方針である。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 浜黒崎海岸保全促進期成同盟会補助金</p> <p>(内 容) 当会の活動により離岸堤や緩傾斜護岸の整備、人口リーフの築造工事等の海岸浸食対策事業が促進されたとのことであり、浜黒崎海岸の復元と保全に当会は大きな役割を果たしてきたものと考えられる。 また、地元住民の声を東京まで足を運んで地元選出国會議員や中央官庁に直接伝えることも、事業促進に一定の効果があったものと考えられる。 しかしながら、昭和58年の会の発足から35年が経過しており、その間に社会構造は大きく変化してきている。 当会発足の具体的経緯は不明であるが、自治振興会からの助成金のみでは活動費に不足が生じるため、これを補うために補助金が交付されたものと考えられる。 しかしながら、35年間の当会の活動により、地域住民の間に「浜黒崎海岸の復元と保全の重要性」に対する意識の高まりが醸成されていけば、活動費用の負担に対する住民の理解は当初よりも大きく進んでいるものと考えられる。 また、当会の「浜黒崎海岸の復元と保全」という活動自体には高い公益性があると考えられるが、市として当会の目的の達成を支援する方法は補助金の交付だけではない。 例えば、県の予算編成にあたって予算付けがされるよう市が要望する重点事業に「浜黒崎海岸の海岸浸食対策事業」を加える等、市の立場から住民の意志が県の施策に反映されるよう後押しする方法も考えられる。 市が平成15年7月に作成した富山市財政危機回避緊急プログラムには、「各種補助金の見直し」として「制度開始から長期にわたり存続する補助金は、時間の経過と共に既得権益化する場合があります。社会経済環境の変化に伴い目的や必要性が不明確になるなど、行政の公正さを損なうおそれもあることから十分再検討すべきであります。」と述べられている。 補助金開始から35年が経過するうちに、当会の活動は補助金ありきとなってしまっているおそれがある。 しかし、今後とも同じように補助が続くという保証がない中での長期にわたる補助金の交付は、当会による目的達成のためのより効果的な活動の創出を阻害してしまっていると考えられる。当会の活動を持続可能なものとするためには、補助金に頼らない自立した活動としていく必要がある。 以上、開始から長期にわたる補助金は見直しが必要であり、当会の活動への市としての支援方法も改めて検討する必要があると考える。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>浜黒崎海岸を含む富山海岸の浸食対策事業は、浜黒崎海岸保全促進期成同盟会による要望活動などにより事業が進捗し、平成27年度には当初予定の施設が全て完成したが、その後も続く当会の熱心な活動により引き続き調査検討が実施され、現在新たな施設の整備が進められている。</p> <p>当会の目的の達成については、指摘のとおり、市による国県に対する要望活動も有効であると考えられるが、前述のとおり地元主体の同盟会の活動の影響力は大きいと考えることから、今後も引き続き会の存続と活動が必要であり、会の収入において繰越金を除いた額の約6割となる補助金についても引き続き必要と考える。</p> <p>ただし、指摘のとおり、補助金に頼らない自立した活動としていく必要もあると考えることから、当会には当補助金が永続的なものではないことを認識いただき、また、地元の負担に対する理解を確認しながら交付額を減額し、自主財源での活動に近づけるよう配慮するものとする。</p>

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 磯川改修促進協議会補助金</p> <p>(内 容) (1) 事業報告における収支決算書のうちの総会費について、市が当会に内容を確認したところ人数及び計算単価を記した内訳書の提出があったものの領収書等の添付はなかったとのことである。 当該経費については、実際の支出状況を確認しておらず現に支出された可能性もあり、当該経費自体に問題があったというものではない。問題は、補助金が市民からの税金を原資として支出されたものであることから、補助の対象事業に確実に使用されたということを担保する必要があるということである。 現状では、補助対象事業の収支決算の内容が適正であるか否かの実地調査は行っていない。補助金全般にいえることであるが、事業報告に記載された収支決算書の内容が適正であるか、その使途に問題がないかについて、事業者に対して実地調査を行うべきである。 すべての交付先に対して毎年度調査を行うことが事実上困難であれば、「調査を行うことがある」旨を全体にアナウンスしたうえで、ランダムに対象事業者を選定する等の方法も考えられる。当該実地調査のコストは、補助金を交付するに当たっての当然のコストであり、そのコストの負担が過重であるということであれば費用対効果の面から補助金の交付を見直す必要があるものとする。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>補助金の支出使途の確認のため、磯川改修促進協議会の事務局に対し、支出の明細や領収書の提出を求める旨を平成 30 年度に口頭で行ったところであるほか、補助金の使途を指定することを検討していたが、令和 2 年度より当補助金を廃止することとしたことから、事務局に対し、資料の提出等の対応や使途に関する協議は求めないものとする。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 磯川改修促進協議会補助金</p> <p>(内 容) (2) 平成29年度の当会の収入は会費が150千円、補助金が57千円、その他合計で211千円となっている。 一方支出は全体で151千円となっており、うち78千円が前記の会議費である。前年度からの繰越金が4千円であることから収支内容は年度により変動があるものと考えられるが、少なくとも平成29年度は関係5集落の会費で運営が可能であったと考えられる。 また、補助金額は57千円であり、実績報告書を見る限り「補助金がないと組織の活動に大きな支障が生じ、活動がなしえなくなる。」とまでは思われない。 当会の活動自体には高い公益性があると考えられるが、公益性があるからといって当然に補助金が交付されるものではない。予算の執行に関する「地方自治体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」という原則から、補助金がなくても事業者において目指す公益が実現しうるのであれば補助金を交付すべきではない。 そもそも当会の目的は、「磯川の保全及び防水の促進」である。 市として、当会の目的実現を支援する方法は補助金を交付することに限られない。磯川の管理は県の所管である。 毎年市は、国や県に対して市として考える重点事業に予算措置がされるよう予算編成時に要望を行っている。市によれば、平成30年度までは磯川の整備は要望事項となっていなかったが平成31年度予算の編成に向けては要望事項になったとのことである。 このように事業者と市がそれぞれの立場で出来ることを行い、目標とする公益が実現するように活動していくことが本来であり、補助金の交付ありきというものではない。 当補助金がなければ磯川の整備への住民の思いが減退して住民の活動が衰退していつてしまうのか、改めて検討を要するものとする。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>磯川改修促進協議会の活動は、有意義なものと考えているが、会の発足以降、根本解決に結びつく改修は行われておらず活動の成果があがらないこと、また、余剰金を多く保持しており、補助金がなくとも当面の活動に支障はないと判断されたことから、令和2年度より補助金を廃止するものとする。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) ふれあい入浴事業補助金</p> <p>(内 容) 補助趣旨や補助対象経費について補助交付先との合意がはかられているとはいえ、あくまでそれは内部資料において定めてあるというまでであり、補助交付先と補助対象経費や補助額について議論になった際には、その書面の効果に疑問が残ることとなる。 すでに定めてある補助事業の趣旨や対象経費について、その内容を補助金交付要綱として策定し、根拠法令として整備することを検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方) 補助対象経費等を明確化し、新たに要綱を策定する。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 富山市シルバー人材センター補助金</p> <p>(内 容) 第4次中期計画の際には、安定的な支援を実行するため、計画期間中は、当初定めた補助金額で毎年交付していたが、そのように一度定めた金額で毎年の交付を行うと、当初の補助金額の算定が過大もしくは過少であった場合、センターの運営に大きな支障をきたすおそれがある。 第5次中期計画期間中もそのような交付を予定しているのであれば、余剰資金を含めた財務状態を十分に精査した上で、より慎重な予算作成が求められる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>シルバー人材センターが策定した「第五次中期計画」及び「経営改善計画」による改善を注視するとともに、センターの財務状況を精査し、毎年の補助額を算定する。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容
<p>(項 目) 老人クラブ連合会等補助金</p> <p>(内 容)</p> <p>老人クラブ連合会への補助金実績一覧のとおり、各連合会ごとに補助金対象や金額算定が異なっている。補助単価や対象が異なれば、同じ富山市内の老人クラブでありながら、活動を充分に行えるクラブとそうでないクラブが出てくることとなる。クラブ間の不公平を解消するため、平成20年に一度、補助額の調整を行っているとはいえ、それから10年以上が経過した現状において対応できていないことは明らかである。市町村合併から10年以上が経過しているにもかかわらず、未だに合併前の制度を踏襲していることが要因と考えられるが、補助目的、対象含め、クラブの規模に応じた統一的な算定基準を作成し、クラブ間の公平性を維持できるよう検討すべきである。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>令和2年度以降、各クラブの規模や地域性を勘案し、補助対象経費等について統一的な算定基準を定め、要綱を策定することを検討する予定である。</p>

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 社会福祉法人 富山市社会福祉協議会 事業補助金 (地域ぐるみ福祉活動推進事業補助金について)</p> <p>(内 容)</p> <p>地域ぐるみ福祉活動推進事業補助金について 地区No.1、No.51は世帯数基準が、200,000円であり、事業費金額が、200,000円で、少ない金額$200,000円 \times 1/2 = 100,000円$の補助金が交付されている。 地区No.36、No.79は世帯数基準が、200,000円であり、事業費金額が、1,656,000円、1,503,137円で少ない金額$200,000円 \times 1/2 = 100,000円$の補助金が交付されている。 結局は、世帯数基準の1/2が継続して支出されていて、いわゆる渡し切り支出の要素が強い補助金となっている。 このような補助金は、支出内容について証憑等で検証し、有効性を確認することが必要であるが、担当所管は、証憑等での実態確認を行われておらず補助金の有効性が確認されていない。 さらに、事業費金額が小さいNo.1、No.51地区での事業費支出は、ほとんどが単位：万円で報告されており、詳細について確認することができなかった。 そもそも、当該補助金は、社会福祉法人富山市社会福祉協議会への事業補助金で支出され、各校区に定額的に配分されているが、福祉活動推進事業補助金の検証ならば、この社会福祉協議会が担うはずであるところ、証憑等での実態確認は行われていない。いわゆる迂回補助金の支出の検証が見落とされてる結果となっている。 有効性（検証）の確認、検討が必要と考える。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>これまで、実績報告書や決算書による確認は行っていたものの、証憑等による実態確認までには至っていなかった。今後は、地区社協から市社会福祉協議会へ提出する収支決算報告に詳細な金額の記載を求めさせるほか、市社会福祉協議会の地区担当者が必要に応じて地区社協において保管する領収書等の実態確認を行わせるなどの改善を図りたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 社会福祉法人 富山市社会福祉協議会 事業補助金 (心配ごと相談所運営補助金について)</p> <p>(内 容)</p> <p>心配ごと相談所運営補助金について 社会福祉法人富山市社会福祉協議会は、生活保護、児童福祉の増進、障害者の相談等を中心に8地区（中央・呉羽・岩瀬・水橋・大沢野・大山・八尾・婦中）の心配ごと弁護士法律相談を、大沢野健康福祉センター、大山地域市民センター、八尾健康福祉総合センター、西保健福祉センターにて（法律相談除く）実施している。</p> <p>なお 上記と別に、市役所1階の富山市市民生活相談課でも弁護士法律相談を行っている。きめ細かい市民サービスの必要性も理解できるが、法律相談は市役所で統括（若しくは、社会福祉法人の相談地区を統合）あるいは電話やインターネット等を利用した相談を考えれば、効率的で、弁護士費用（補助金）の軽減につながると考える。</p> <p>社会福祉法人富山市社会福祉協議会の弁護士法律相談場所、日数の効率化を検討すべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>当該事業は、市民が身近に法律相談を受ける機会の確保のため実施しているものであり、実際に相談開設日には多くの市民の利用がある。また、相談者については高齢者や障害者、生活困窮者が多く、インターネット等を利用した相談に切りかえることは容易ではないことから、今後の事業運営等の見直しについては、市と市社会福祉協議会との役割や利用者の状況等を踏まえながら、慎重に検討してまいりたい。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 更生保護団体事業補助金 (1) (富山市保護司会に対する補助の必要性について)</p> <p>(内 容)</p> <p>(1) 富山市保護司会に対する補助の必要性について 富山市保護司会 (以下「保護司会」という。) の平成29年度収支決算書によれば、同年度において943,206円の繰越金 (余剰金) が発生していること、保護司会には「特別基金」として9,350,000円、「運営資金」として1,000,000円の資産が存在することが認められる。 そして、この「特別基金」については、明確な使用目的が定められて積立てがなされているとの事情は認められない。このように、保護司会に単年度収支で多額の余剰金が発生していること、相当額の資産が存在することに加え、後述するように保護司会から富山市社明推進委員会 (以下「社明推進委員会」という。) に対して多額の補助がなされている状況を考慮すれば、保護司会に対して定額の補助を継続する必要性があるかについては慎重な判断がなされるべきであり、今後、補助金の減額、停止なども含めた検討がなされるべきである。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>富山市保護司会の事務局は、現在、富山市総合福祉センター内にあるが、手狭であるため、相談スペースや駐車場スペースを十分に確保できるよう事務所の移転を検討中であり、「特別基金」や繰越金 (剰余金) は、移転費用に充てると伺っている。当該団体は、会員からの会費や助成金、寄付金、市補助金を財源として運営しているボランティア団体であり、市補助金は団体の活動・運営に大きな影響を与えることから、現在、慎重に検討を進めているところである。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項目) 更生保護団体事業補助金(2) (補助対象事業が不明確であり、補助の必要性・有効性の判断が困難であること)</p> <p>(内容)</p> <p>(2) 補助対象事業が不明確であり、補助の必要性・有効性の判断が困難であること</p> <p>本件補助は、更生保護活動を奨励するため、更生保護事業を行う複数の団体にそれぞれ補助金が交付されているものである。</p> <p>ただし、各補助については、交付要綱等が定められているものではなく、補助の対象事業及び対象経費が特定されておらず、補助金額の算定について具体的な基準が定められているものではない。</p> <p>この点、市から保護司会に対しては、上記のとおり、概ね毎年775,000円の定額補助がなされているところ、保護司会及び社明推進委員会の平成29年度収支決算書によれば、保護司会から社明推進委員会に対して、650,000円の補助がなされていることが認められる。</p> <p>また、市から富山市更生保護協会(以下「協会」という。)に対しては、上記のとおり、毎年500,000円の定額補助がなされているところ、協会及び社明推進委員会の平成29年度収支決算書によれば、協会から「犯罪予防活動費」として支出された費用500,000円の全額が、社明推進委員会に対する補助となっていることが認められる。</p> <p>このように各団体の収支を検討してみると、市から保護司会及び協会に対してなされた補助金の大部分(合計1,115,000円)が、実質的には社明推進委員会に対する補助として同会の収入となり、同会の事業費に支出されているものと評価できる。そして、市から社明推進委員会に対しては、上記のとおり、毎年100,000円の補助がなされていることも合わせ考慮すれば、実質的に市から社明推進委員会に対して、毎年1,250,000円の補助がなされているものと評価することができる。</p> <p>このように異なる団体に対する同趣旨の目的を有する補助金が、実質的には一団体の収入となりその事業費に支出されるという状況は、各団体に対する補助の必要性を曖昧にし、補助の有効性に対する適正な評価を困難にするおそれがあるものと言わざるを得ない。</p> <p>よって、今後は、このような収支の現状を考慮し、各団体に対する補助の必要性や相当な補助金額等について慎重に検討を行うとともに、交付要綱等を定め補助の対象事業・対象経費及び補助金額算定基準等を明確にすることについても検討を行うことが必要と考える。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>更生保護団体は、会員からの会費や助成金、寄付金、市補助金を財源として運営しているボランティア団体であり、市補助金は団体の活動・運営に大きな影響を与えることから、現在、慎重に検討を進めているところであり、補助対象とする事業や対象経費、基準額等を明確にした補助金交付の取扱い要領については、各団体との話し合いを継続し、令和3年度当初予算に向けて作成する予定としている。</p>	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
(項 目) 富山市母親クラブ活動補助金 (大山地域分) (内 容) 同じ富山市内の母親クラブへの活動補助金でありながら、大山地域と旧富山市地域で所管課が異なっている。本来、市町村合併時に統一すべきものであり、合併から10年以上が経過した現在において未だ所管課が異なることについては不自然と考えられる。 例え一クラブ当たりの交付額が同じとはいえ、今後の補助金額算定見直しや手続き面など、公平性の観点からも、同じ内容の補助金であるのであれば、所管課を一つにすることを検討すべきである。	
(意見に対する考え方) 富山市母親クラブ活動補助金 (大山地域分) は、令和2年度から廃止し、こども育成健康課が所管する富山市母親クラブ活動補助金に一本化する。	

平成30年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 大沢野町遺族会事業補助金</p> <p>(内 容) 遺族会は、戦争犠牲者の慰霊に関する行事を行い、平和日本の建設に貢献する活動を行っており、高い公共性を有している。 しかし、その遺族会への活動補助金については、各地域により所管課、補助金の算定額や算定方法がそれぞれ異なっている。合併前の旧市町村の基準をそのまま踏襲し、そのほとんどが合併前からの支給額と同額を支給しているところであるが、公平性の基準からは検討が必要である。所管課が地域ごとに異なることについては実務上の合理性があるため見直しの必要はないと考えられるが、算定基準については、同じ富山市として統一した基準を設けるべきである。例えば、慰霊祭補助は実費を補助し、遺族会の人員数に応じて活動費を補助するなど、市全体で基準を統一し、地域間で公平性が確保される補助金算定基準の策定が求められる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>遺族会は、会員からの会費や市補助金を財源として活動している団体であり会員数が年々減少する現状において、市補助金は団体の活動・運営に大きな影響を及ぼす。このため、補助算定基準については、追悼式などの慰霊行事や各地域の遺族会会員世帯数に応じた活動実績等に基づき見直すべきと考えるが、団体の維持・存続についても十分に考慮しながら、遺族会とともに検討していく必要がある。今後の予定は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域間の公平性を確保するため、市全体で統一した補助基準となるよう検討する。・追悼式などの慰霊行事に関する実費相当分と、各地域の遺族会会員世帯数に応じた活動費を算定する方法へ見直すことにより、将来的な補助金額の減少を考慮した見直しを検討する。(令和3年度予算から見直し予定)	

平成 30 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見の内容	
<p>(項 目) 遺族会活動・事業補助金</p> <p>(内 容) 遺族会は、戦争犠牲者の慰霊に関する行事を行い、平和日本の建設に貢献する活動を行っており、高い公共性を有している。 しかし、その遺族会への活動補助金については、各地域により所管課、補助金の算定額や算定方法がそれぞれ異なっている。合併前の旧市町村の基準をそのまま踏襲し、そのほとんどが合併前からの支給額と同額を支給しているところであるが、公平性の基準からは検討が必要である。所管課が地域ごとに異なることについては実務上の合理性があるため見直しの必要はないと考えられるが、算定基準については、同じ富山市として統一した基準を設けるべきである。例えば、慰霊祭補助は実費を補助し、遺族会の人員数に応じて活動費を補助するなど、市全体で基準を統一し、地域間で公平性が確保される補助金算定基準の策定が求められる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>遺族会は、会員からの会費や市補助金を財源として活動している団体であり、会員数が年々減少する現状において、市補助金は団体の活動・運営に大きな影響を及ぼす。このため、補助算定基準については、追悼式などの慰霊行事や各地域の遺族会会員世帯数に応じた活動実績等に基づき見直すべきと考えるが、団体の維持・存続についても十分に考慮しながら、遺族会とともに検討していく必要がある。今後の予定は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域間の公平性を確保するため、市全体で統一した補助基準となるよう検討する。・追悼式などの慰霊行事に関する実費相当分と、各地域の遺族会会員世帯数に応じた活動費を算定する方法へ見直すことにより、将来的な補助金額の減少を考慮した見直しを検討する。(令和3年度予算から見直し予定)	